

# 令和5年第3回

# 定例会会議録

## 会 期

令和5年9月8日（金）から  
令和5年9月26日（火）まで

## 会 議 日

令和5年9月8日（金）  
令和5年9月14日（木）  
令和5年9月26日（火）

**東串良町議会**

令和5年第3回東串良町議会定例会（第1号）

開 会 令和5年9月8日 午前 9時30分  
散 会 令和5年9月8日 午前10時23分

出席議員（10人）

1番 上池勝彦	2番 小川香織
3番 児玉勇治	4番 瀬戸山譲一
5番 牧原完治	6番 西園貞美
7番 前田隆	8番 上園ミキ
9番 宮地利雄	10番 田之畑稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

8番 上園ミキ                      9番 宮地利雄

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長      浜屋啓子                      書記              清瀧美東士

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原順	住民課長	有嶋義昭
副町長	大園保広	企画課長	中島孝一
教育長	金久三男	まちづくり推進課長	上原久
会計管理者	前田秀一	農地課長兼農業委員会事務局長	上野勝志
総務課長	江口勝志	管理課長兼学校給食共同調理場所長	中小野田輝幸
農林水産課長	瀬戸山雅樹	社会教育課長	吉留潤一郎
福祉課長	倉ヶ崎和治	総務課長補佐	上野史生
税務課長	西田博文	代表監査委員	坪山勝
建設課長	寺園竜二		

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり

## 議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 同意第13号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 議案第33号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更について
- 日程第 6 議案第34号 東串良町職員旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第35号 東串良町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第36号 東串良町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第37号 負担付きの寄附の受納について
- 日程第10 議案第38号 令和5年度東串良一般会計補正予算（第6号）
- 日程第11 議案第39号 令和5年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第40号 令和5年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第41号 令和5年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第42号 令和5年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 報告第2号 令和4年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第16 認定第1号 令和4年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第2号 令和4年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第3号 令和4年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第19 認定第 4号 令和4年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第 5号 令和4年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第 6号 令和4年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定について

## 会 議 の 経 過

開 会 午前9時30分

議 長（田之畑）

ただいまから、令和5年第3回東串良町議会定例会を開会します。  
本日の会議を開きます。

~~~~~

### ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番 上園ミキ議員及び9番 宮地利雄議員を指名します。

~~~~~

### ◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。  
お諮りします。  
本定例会の会期は、本日から9月26日までの19日間としたいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日から9月26日までの19日間に決定しました。  
なお、会期中の会議予定につきましては、配付してあります案のとおりですので、御了承願います。

~~~~~

### ◆ 日程第3 諸般の報告

議 長（田之畑）

日程第3 諸般の報告を行います。  
議長及び町長の報告は、配付してありますので、報告を省略します。  
次に、委員会の閉会中の所管事務調査について報告を求めます。  
総務民生常任委員会委員長 西園貞美議員。

6番 西園議員。

6 番（西 園）

総務民生常任委員会では、子育て支援対策として、7月12日に町当局に対し、「東串良町子ども・子育て支援事業計画」における本町の支援施策の現状及び「東串良町子ども・子育て会議」における支援施策への評価や要望事項等について調査を行いました。

また、8月1日に若者が定住し、安心して産み育てられる町ぐるみの子育て支援策について調査するため、岡山県奈義町へ視察調査を行いました。

これらの調査の概要については、配付している委員会調査報告書の1ページから6ページに記載しておりますので、御参照ください。

次に、調査報告書の7ページを御覧ください。今回の調査を踏まえ、当委員会では、次の意見を取りまとめました。読み上げます。

東串良町子ども・子育て支援事業計画における本町の支援施策の現状等を調査したが、当該事業計画の中には、本町で実施していない事業もある。住民から要望があった場合、有効な施策を実施してほしい。

また、東串良町子ども・子育て会議が新型コロナウイルス感染症流行のため実施できていないが、子育て世代の声を拾い上げる工夫を施し、時世に合った支援施策を積極的に展開してほしい。

ところで、岡山県奈義町では、子育て支援施設「なぎチャイルドホーム」のソフト面の取組が功を奏している。特に、高齢者が子育てに参加するシステムは保護者の心の支えになっている。また、高齢者にとっても子供や保護者との交流で元気をもらい双方にとって利点の多い仕組みとなっている。

このことから、今後計画される複合施設には誰でも自由に利用できる子育て支援のためのスペースを設け、「交流・相談・イベント」を通して町ぐるみで子育てを支援し、産み育てやすいまちづくりを目指してほしい。

最後に、少子化対策における子育て支援対策は、国・県の支援事業を基に各自治体が一律的に行い、本町においてもおおむね同様であるが、多様化社会における子育て支援対策や少子高齢化対策などを女性の目線で総合的に検討する「総合福祉女性会議」の設置を提言する。

以上で、報告を終わります。

議 長（田之畑）

これで、諸般の報告を終わります。

◆ 日程第4 同意第13号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議 長（田之畑）

日程第4 同意第13号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求め

## 会 議 の 経 過

る件を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。

同意第13号 固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

東串良町池之原541番地の竹之内広臣さんを固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

提案理由は、固定資産評価審査委員会委員の任期満了によるものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、同意第13号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

◆ 日程第5 議案第33号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更について

議 長（田之畑）

日程第5 議案第33号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更についてを議題とします。

本件について、町長からの説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

議案第33号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更について、御説明申し上げます。

鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称変更に伴い、同規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第33号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本件はこのとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第6 議案第34号 東串良町職員旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第6 議案第34号 東串良町職員旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

議案第34号 東串良町職員旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

一般職と特別職の支給額の均衡を図るため、東串良町職員旅費支給条例の一部を改正するものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 小川議員。

2 番（小 川）

今回の改正に伴い、その経緯についてお伺いします。

特別職と一般職員の支給金額を合わせるということでしたが、こちらの特別職には、町長のほうも入っていらっしゃるのでしょうか。また、今回の改正に伴い、財政負担はどの程度になるか、お伺いします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

今、議員の質問があったところなのですが、旅費につきましては、まず基本的には東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例という部分の中の支給を行っております。これにつきましては、特別職、いわゆる簡単に申し上げますと、町長、副町長、ある

## 会 議 の 経 過

いは議会議員の皆様の支給は、この条例に基づいて行っております。

一方、職員につきましては、東串良町職員旅費支給条例に基づいて支給を行っているところでございます。

その支給の中身につきまして、この間、全協の中で説明いたしましたとおり、日当や宿泊料等々の改正を特別職と一緒にするという事で議案を上程させていただいたところでございます。

これに伴う財政負担というところでございますが、若干の負担は出てくるかと思えますけれども、さほど200円とか、あるいは1,000円の職員分のアップでございますので、もちろんあることはあるんですが、そう対した金額ではないものと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

ありがとうございます。先ほどおっしゃったように宿泊料のほうは県内500円、県外1,000円という形で増額分のほうがさほど大きくないということでしたが、現在、様々なところで原油高など人件費の高騰もあります、サービス料が高くなっているとお聞きします。今回の改正に伴い、職員また特別職のこのような改正の金額で十分でしょうか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

今の改正の部分で十分かという質問だろうと思いますが、それにつきましては、県内、県外、宿泊料がインバウンドも含めた中で上がっているというのは実情でございます。本来足りないところもあるかと思いますが、それにつきましては、日当等で補填せざるを得ないのかなと思っております。今後また近隣市町の状況を見ながら、必要があれば変えさせていただきたいというふうに思っておりますし、現状でいきますと、近隣市町と横並びでございますので、しばらくは状況を見ながらやっていきたいというふうに考えております。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、議案第34号 東串良町職員旅費支給条例の一部を改正する条例の制定  
についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第7 議案第35号 東串良町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第7 議案第35号 東串良町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について  
を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

議案第35号 東串良町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申  
し上げます。

令和5年10月1日より開始の印鑑登録証明書等のコンビニ交付に伴い、東串良町  
印鑑条例について所要の改正を行うものでございます。御審議くださるようよろしく  
お願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 宮地議員。

9 番 (宮 地)

この議案第35号ですが、現在、住民は窓口で200円の手数料を払って、様々な手続を行っておりますが、現在マイナンバーカードの普及状況は、担当課長でいいと思うんですが、どの程度になっているのかということと併せて、全国で問題になっております様々なトラブルですね、特に保険証の例えば負担割合と、マイナンバーカードをかざしたときの医療機関における例えば医療費の負担金の額が違うとか、そういうトラブルなどが本町の住民の通う医療機関でどの程度発生しているのか。また発生していないのか。併せてそういう医療機関が現在、我々の管内でそういう機材を設置している医療機関がどれくらいあるのか、この辺を聞くと、それは議題外ではないかと議長当たりからちょっと。

議 長 (田之畑)

そのとおりですよ。

9 番 (宮 地)

そのとおりですか。というようなことも指摘をされるかなとも思うんですが、もし分かっていたら答弁を願えれば幸いなんですが、いかがでしょうか。

議 長 (田之畑)

この議題外の問題については、発言はそちらのほうで判断してください。  
住民課長。

住民課長 (有 嶋)

お答えいたします。

マイナンバーカードの交付率でございますが、現在、5,653名の方に交付しております。割合につきましては86.84%、離島を除けば県内でトップでございます。

それから、保険証のマイナンバーカードのひもづけについてですが、医療機関でのトラブルについては近隣市町村、私どものところに情報は入っておりませんので、トラブルはないと考えております。

以上でございます。

議 長 (田之畑)

ほかに質疑はありませんか。

9番 宮地議員。

9 番 (宮 地)

## 会 議 の 経 過

これは討論でも申し上げますが、私は全体としては、時期尚早ではないかと思うんですね。実際に、例えばマイナンバーでないと医療保険も受けられないというのは遅くとも来年の10月までは保険証が使えるわけで、それを直ちにコンビニで様々な手続ができるということについては疑問があるんですが、それは討論ですけれども。

もう一つお聞きしたいのは、コンビニで説明では200円で済むと、コンビニでも住民は200円で済むというふうに説明がありましたが、いろんな経済的な新聞や報道によると、200円は住民が払うけれども、さらに自治体としてある一定の負担をコンビニのメーカーにさせるという動きもあるんですが、その辺についての状況は当局はつかんでいないものでしょうか。

議 長（田之畑）

住民課長。

住民課長（有 嶋）

お答えいたします。

今出ましたコンビニ側の負担については現在のところ、情報もこちらも考えていないところでございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

私は、この議案第35号については、反対の立場を表明しておきます。と申しますのは、コンビニで実際に我々もコピーをとるぐらいはしますけれども、あるいはファックスをすることもたまにはありますけれども、役場の窓口でできることがコンビニでできるということになりますと、結局特に年寄りにとりましては、住民課の職員の皆さんと顔の見える対面による様々な行政の援助が受けられるわけだけでも、これが普及すればするほど、もう役場の住民課には行かないと、行かずに済むと。利便性をこれは言っているわけですから、そういう方向になっていくと、窓口の要らない自治体を目指すという日本の財界の方向にますます沿ってしまうということからも今回のこのコンビニで何でもできるという方向については反対の意見を表明しておきます。

議 長（田之畑）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番 前田議員。

7 番（前 田）

私は、賛成の立場で討論いたします。

今、宮地議員が言われるのも分からないでもないんですが、何年か前かな、はっきりとは覚えてないですけども、サラリーマンが税金を納めるのに、土日は役場が閉まっていると。だからわざわざ会社を休んでまで税金を納めないかんと。これを何とかコンビニの辺で納めごしがならんどかいというような相談もありました。説明の中で住民サービスだということですよ。これは大変いいことだと思います。時間に束縛されない者はいいいですけど、サラリーマンは朝8時から夕方5時まで役場もそれで閉まるわけですよ。とろうと思えば会社を休んで役場に来ないといけない。今、宮地議員が言うのも分からないじゃないんですけど、これは大変いいことだと思って賛成いたします。

議 長（田之畑）

ほかに討論はありませんか。

2番 小川議員。

2 番（小 川）

私も今回の件に関しては賛成の立場で意見をさせていただきます。

宮地議員のおっしゃる内容も私はほとんど同じような感じではあるんですけども、ただ、今回印鑑証明ということでしたが、住民票もコンビニ払いで今様々なサービスが利便性を含めてとれるというようなことをされています。おっしゃるように200円という窓口での支払いの金額と同等の金額をコンビニでも支払い、まちに入ってくる税収分が減っているということで全体的な見直しも必要かとは思いますが、まずは初めに印鑑証明のほうをコンビニのほうでさせていただきながら、利便性、そして不具合等を考慮し、今後、このようなまた改正などをされていくべきなのかなと思ってるので、今回は賛成の立場をさせていただきます。

議 長（田之畑）

これで討論を終わります。

これから、議案第35号 東串良町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

# 会 議 の 経 過

## (賛 成 者 起 立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第8 議案第36号 東串良町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第8 議案第36号 東串良町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

議案第36号 東串良町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正に伴い、東串良町子ども・子育て会議条例の一部を改正するものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第36号 東串良町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の

## 会 議 の 経 過

制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第9 議案第37号 負担付きの寄附の受納について

議 長 (田之畑)

日程第9 議案第37号 負担付きの寄附の受納についてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

議案第37号 負担付きの寄附の受納について、御説明申し上げます。

令和5年8月14日付で提出されました寄附採納願が負担付きの寄附であることから、地方自治法第96条第1項第9号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長 (田之畑)

本件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

- ~~~~~
- ◆ 日程第10 議案第38号 令和5年度東串良町一般会計補正予算(第6号)
  - ◆ 日程第11 議案第39号 令和5年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
  - ◆ 日程第12 議案第40号 令和5年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第2号)
  - ◆ 日程第13 議案第41号 令和5年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第1号)
  - ◆ 日程第14 議案第42号 令和5年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議 長 (田之畑)

## 会 議 の 経 過

日程第10 議案第38号 令和5年度東串良町一般会計補正予算（第6号）から日程第14 議案第42号 令和5年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの5件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました議案第38号から議案第42号までを御説明申し上げます。

議案第38号 令和5年度東串良町一般会計補正予算（第6号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億3,002万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ74億6,000万円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

次に、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるところでございます。

次に、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるところでございます。

次に、議案第39号 令和5年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,664万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ11億5,331万1,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

次に、議案第40号 令和5年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,825万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億9,973万6,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

次に、議案第41号 令和5年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ347万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ717万円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

最後に、議案第42号 令和5年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ419万3,000円を追加し、歳入歳出

## 会 議 の 経 過

それぞれ1億1,232万円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

~~~~~

◆ 日程第15 報告第2号 令和4年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議 長（田之畑）

日程第15 報告第2号 令和4年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

町長の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

報告第2号 令和4年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率について御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告します。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支額が共に黒字であり良好な状態であります。

次に、実質公債費比率は、早期健全化基準25%に対し、本町は7.8%であり、良好な状態でございます。

次に、将来負担比率は、早期健全化基準350%に対し、本町はマイナス124.4%であり、良好な状態でございます。

最後に、簡易水道事業から移行され、3年目となった水道事業の資金不足比率は、経営健全化基準20%に対し、マイナス243.4%であり、良好な状態でございます。

以上で、報告を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号 令和4年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

- ~~~~~
- ◆ 日程第16 認定第1号 令和4年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第17 認定第2号 令和4年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第18 認定第3号 令和4年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第19 認定第4号 令和4年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第20 認定第5号 令和4年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第21 認定第6号 令和4年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定について

議 長（田之畑）

日程第16 認定第1号 令和4年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第21 認定第6号 令和4年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの6件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました、認定第1号から認定第6号について、第1号から第5号までは地方自治法第233条第3項及び同法第241条第5項の規定により、第6号については、地方公営企業法第30条第4項及び同条第6項の規定により議会の認定を付すため、ここに別紙監査委員の意見を付して、決算書並びに関係書類を提出した次第でございます。

初めに、認定第1号 令和4年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額78億423万7,000円、調定額78億6,167万2,799円に対し、収入済額75億8,119万5,181円でございます。

また、不納欠損額540万2,219円、収入済額2億7,507万5,399円でございます。

## 会 議 の 経 過

次に、歳出合計におきましては、予算現額78億423万7,000円に対し、支出済額73億8,437万6,170円、翌年度繰越額2億6,516万9,000円、不用額1億5,469万1,830円でございます。

次に、認定第2号 令和4年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額11億8,163万4,000円、調定額12億2,009万4,919円に対し、収入済額11億8,840万4,747円でございます。

また、不納欠損額312万700円、収入未済額2,856万9,472円でございます。

次に、歳出合計におきましては、予算現額11億8,163万4,000円に対し、支出済額11億4,175万8,277円、不用額3,987万5,723円でございます。

次に、認定第3号 令和4年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額9億7,966万8,000円、調定額10億831万7,577円に対し、収入済額10億384万9,037円でございます。

また、不納欠損額77万6,920円、収入未済額369万9,210円でございます。

次に、歳出合計におきましては、予算現額9億7,966万8,000円に対し、支出済額9億5,033万2,423円、不用額2,933万5,577円でございます。

次に、認定第4号 令和4年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額574万9,000円、調定額694万9,370円に対し、収入済額694万9,370円でございます。

不納欠損額及び収入未済額は、共にゼロ円です。

次に、歳出合計につきましては、予算現額574万9,000円に対し、支出済額346万9,160円、不用額227万9,840円でございます。

次に、認定第5号 令和4年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額1億915万5,000円、調定額1億1,034万2,101円に対し、収入済額1億978万9,601円でございます。

また、不納欠損額はゼロ円、収入未済額は55万2,500円でございます。

次に、歳出合計につきましては、予算現額1億915万5,000円に対し、支出済額1億912万3,604円で、不用額3万1,396円でございます。

最後に、認定第6号 令和4年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定について、

## 会 議 の 経 過

御説明申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入予算額1億87万4,000円に対し、決算額1億871万6,028円でございます。また、支出予算額1億3,277万8,000円に対し、決算額1億848万5,762円、不用額2,429万2,238円でございます。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入予算額及び決算額ともにゼロ円。支出予算額1億2,100万円に対し、決算額1億647万1,209円、不用額1,452万8,791円でございます。御審議くださるよう、よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

これから一括して質疑に入りますが、各件については、特別委員会を設置し、これに付託を予定しておりますので、お含みの上、御質疑願います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

各件については、議長及び議会選出監査委員を除く8名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、各件については、議長及び議会選出監査委員を除く8名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

決算審査特別委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、1番 上池勝彦議員、2番 小川香織議員、3番 児玉勇治議員、4番 瀬戸山譲一議員、6番 西園貞美議員、7番 前田 隆議員、8番 上園ミキ議員、9番 宮地利雄議員、以上の8名を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

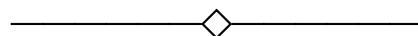
御異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより決算審査特別委員会は、委員長及び副委員長の互選を行います。そのため、議長は決算審査特別委員会を議員控室に招集します。なお、決算審査特別委員会の年長委員は、前田 隆議員であります。

ここで暫時休憩します。

休 憩 午前10時16分



再 開 午前10時22分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。

委員長に瀬戸山譲一議員、副委員長に小川香織議員、以上のとおりです。

~~~~~  
議 長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、9月14日午前9時30分より会議を開きます。

本日は、これで散会します。

散 会 午前10時23分

## 令和5年第3回東串良町議会定例会（第2号）

開 会 令和5年9月14日 午前9時30分  
散 会 令和5年9月14日 午後2時51分

### 出席議員（10人）

|         |          |
|---------|----------|
| 1番 上池勝彦 | 2番 小川香織  |
| 3番 児玉勇治 | 4番 瀬戸山譲一 |
| 5番 牧原完治 | 6番 西園貞美  |
| 7番 前田隆  | 8番 上園ミキ  |
| 9番 宮地利雄 | 10番 田之畑稔 |

### 欠席議員（0人）

### 会議録署名議員（会議規則第127条）

8番 上園ミキ                      9番 宮地利雄

### 職務のため出席した者の職・氏名

事務局長      浜屋啓子                      書記      清瀧美東士

### 地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

|        |       |                  |        |
|--------|-------|------------------|--------|
| 町長     | 宮原順   | 住民課長             | 有嶋義昭   |
| 副町長    | 大園保広  | 企画課長             | 中島孝一   |
| 教育長    | 金久三男  | まちづくり推進課長        | 上原久    |
| 会計管理者  | 前田秀一  | 農地課長兼農業委員会事務局長   | 上野勝志   |
| 総務課長   | 江口勝志  | 管理課長兼学校給食共同調理場所長 | 中小野田輝幸 |
| 農林水産課長 | 瀬戸山雅樹 | 社会教育課長           | 吉留潤一郎  |
| 福祉課長   | 倉ヶ崎和治 | 総務課長補佐           | 上野史生   |
| 税務課長   | 西田博文  |                  |        |
| 建設課長   | 寺園竜二  |                  |        |

|          |          |
|----------|----------|
| 議事日程     | 別紙のとおり   |
| 会議に付した事件 | 議事日程のとおり |
| 一般質問の目次  | 別紙のとおり   |
| 会議の経過    | 別紙のとおり   |

## 議 事 日 程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第38号 令和5年度東串良町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 3 議案第39号 令和5年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 議案第40号 令和5年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第41号 令和5年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第42号 令和5年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

## 一般質問の目次

| 質問者    | 質問事項                               | 掲載ページ  |
|--------|------------------------------------|--------|
| 瀬戸山 譲一 | 1. 教育行政について                        | p. 1～  |
|        | 2. 学校給食について                        | p. 5～  |
|        | 3. 情報共有について                        | p. 10～ |
|        | 4. 3人の中高生と地域おこし協力隊員について            | p. 13～ |
|        | 5. 中長期的ビジョンについて                    | p. 16～ |
| 児玉 勇治  | 1. 複合施設の設置について                     | p. 20～ |
|        | 2. 商工会が設置している街灯の活用について             | p. 23～ |
| 小川 香織  | 1. 働きやすい職場の環境づくりについて               | p. 25～ |
|        | 2. 教育への考えと支援について                   | p. 31～ |
|        | 3. 給食センター建替えについて                   | p. 35～ |
|        | 4. 子どもへのイベント支援について                 | p. 39～ |
| 上園 ミキ  | 1. 少子高齢化対策及び子育て支援対策について            | p. 42～ |
|        | 2. 公共施設のトイレ整備について                  | p. 45～ |
| 西園 貞美  | 1. 物産館の運営について                      | p. 48～ |
| 上池 勝彦  | 1. 子牛価格の下落に伴う繁殖農家の現状と対策について        | p. 51～ |
|        | 2. 豊栄商店街の活性化対策について                 | p. 57～ |
| 宮地 利雄  | 1. 学校給食費への全額助成について                 | p. 59～ |
|        | 2. 給食センターの今後の運営について                | p. 60～ |
|        | 3. 農業分野への軽油の減免制度を普及し、活用してもらう方策について | p. 61～ |

| 質 問 者 | 質 問 事 項                                   | 掲 載 ペ ー ジ |
|-------|-------------------------------------------|-----------|
| 前 田 隆 | 1. 2期8年間の集大成について                          | p. 63～    |
|       | 2. 来年の町長選挙に立候補表明しているが、<br>目指す今後のまちづくりについて | p. 64～    |
|       | 3. 職員の人材確保について                            | p. 65～    |

## 会 議 の 経 過

開 会 午前9時30分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。  
直ちに議事に入ります。

~~~~~

### ◆ 日程第1 一般質問

議 長（田之畑）

日程第1 一般質問を行います。  
順番に発言を許します。  
4番 瀬戸山讓一議員。  
4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

では、早速質問に入らせていただきたいと思います。  
まず、教育行政について、教育行政全般になっていく質問になっていきますけども、  
①全国学力テストで、本町は思わしくない結果であったという報告をいただきました。  
その要因と、どのような対策を立てているのか尋ねます。教育長ですけ。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

全国学力・学習状況調査につきましては、学校における児童生徒への教育指導の充実や、学習状況の改善等に役立てることなどを目的として、平成19年度から毎年主に4月に小学校6年生及び中学校3年生を対象として実施されております。

議員御指摘のとおり、全国学力・学習状況調査において、本町児童生徒の学力は全国平均を下回る結果となっており、教育委員会としましては、強い危機感を持って、その向上対策に取り組んでいるところでございます。

学力不振の要因として、例えば、授業における教師の見届けが不十分であることが考えられます。教師が丁寧に教え、児童生徒が分かったと言ったとしても、いざ練習問題をさせてみるとできないということがよくあります。そのようにならないためにも、教師は児童生徒ができるようになったか、確実に見届ける必要があります。教育委員会としましては、見届けを大切なキーワードとして学校に指導しております。

また、スマートフォンなどの長時間の視聴なども学力不振の要因になっていると思われます。これに対しましては、メディアコントロールを共通実践事項の一つとして取り

## 会 議 の 経 過

上げ、学校が児童生徒及び保護者に具体的な働きかけを進めております。

これらのこと以外にも、昨年度から行っている必達目標を本年度も取り組み、1分間の音読の文字数を見届け、まずはすらすら読めるようにするというのを町の一点突破として推進しております。

学力には、数値として測れるものもあれば、例えば学習意欲や自己調整力など、数値で測りにくい非認知能力の部分もあり、それらをバランスよく育むことが大切です。

教育委員会としましては、今後とも基礎的・基本的な知識や技能を確実に身につけさせるとともに、主体的、対話的で深い学びを目指した授業改善を継続して推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

今答弁をいただきましたけど、ちょっと前、小委員会でもお話をしたことがあったんですけど、ある学年、すごく盛り上がっていた。何が盛り上がっていたかというのは、結論として、自分たちの学年のときのことを言うわけじゃないんですけども、公立高校に試験に落ちた人がゼロとか、いい成績が出たとき、前、西田主事もいらっしやったとき、お話をしましたけど、やはりこれからはこういうことを考えていかないといけないということは何かということ、やはりそのとき親御さん、それと学校の先生、生徒、みんなで盛り上がっていかないとと思うのは、もう今にはないようなことをされていたという話をしましたけど、これは一つの例ですけど、数学の先生が、課外授業で英語の授業をやったり、国語の授業をやったり、社会の授業をやったり、そして模擬試験なんかがあると、必ずうちの担当の先生も授業が終わってから、5時間目、6時間目が終わってから、残して課外授業とかやっていたときがありました。今は、そういうことが多分できないような教育行政の中にあるんじゃないかなと思うんですね。

これは、今この話は止めておいて、後でつなげていきますけれども、これはここで今止めておきますね。

それから2番目、教師の長期休暇、ひいては退職者が多いと聞く。これはもう全国的な話だと聞いてますけど。東串良にはそのようなことがあるか、どのような状況か、ちょっとお尋ねします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

## 会 議 の 経 過

教職員のメンタルヘルス、心の問題につきましては、各種メディアで報道されているとおり、国も県も喫緊の課題として捉えています。文部科学省の学校教員統計調査によると、一昨年度、精神疾患を理由に離職した公立小中高等学校の教員は、過去最高の953人だったとのことです。また、同年度の公立学校の教職員人事行政状況調査によると、精神疾患による病気休職者は、前年度比694人増の5,897人で過去最多だったとのことです。これらの要因としましては、部活動等による長時間労働の常態化や教員の業務内容の高度化による業務過多など、複数の要因が重なり合っていると思われま

す。  
また、教員不足により、担任が未配置のままスタートする学校や、年度途中で病気休暇や産前・産後休暇などをやむを得ない場合の代替教員の確保ができず、欠員を補充することができない学校などが少なからずあるようです。

そのような場合、それらを周りの教員でカバーすることは、学校にとっても負担となり、心や体が疲弊する一因となることも考えられます。教育が成立するためには、児童生徒同士、児童生徒と教師、保護者と教師、教師同士などの信頼関係が必要不可欠ですが、助けられる関係が希薄なために孤立し、辞めていく教師もいるのではないかと思料いたします。

このような状況の中、本町についてですが、詳細については、個人が特定されることもあり、具体的にお答えすることは差し控えますが、例外ではございません。一朝一夕で解決する問題ではありませんが、声かけ、傾聴や、さりげない支援など、周りの人を気にかける風土を築き、信頼関係の構築が大切であると考えます。

教育委員会としましては、今後とも教員が教育に対してやりがいを感じ、心の健康を保ちながら業務を続けられるよう、環境づくりについて努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

今、教育長のお言葉の中に、信頼関係という言葉が出てきました。その信頼関係、これが一番大事なかなということで、その当時の四十数年前、四十五、六年前、自分たちが中学のときですけど、亡くなられた先生もいらっしゃいます。その中には、一生懸命頑張った先生方、今生きていらっしゃる方、やっぱり東串良に今も来られるんですね。あのとき築いた人間関係というのは、これはやっぱり教育の全てかなと思ってるんですけど、その先生方というのは、土日も返上で、クラブの担当をされていて、もう365日働いていらっしゃいました。今は、労働関係云々でできないことになってはいますが、それでも、それぐらいやっぱり熱血されていた。それを受け止める児童と子供と親もいたということですよ。それを翻って考えてみると、例えば、この前も言いましたけど、登校拒否児が東串良で10名、全国で24万5,000人という数字がたたき出されました

けれども、その登校拒否児に関しても、全く打つ手がないのはもう今の正直、教育行政だと思っています。じゃあ、どうすればいいかということのをいろいろ考えているんですけど、昨今テレビでよく言われるのが、夜間中学、山田洋次監督の「学校」という映画もありましたけど、それもちよっと見させてもらいましたけれども、もうとにかく登校拒否、それから学校に行けない子供が増えていると。夜間中学校をこれから充実させていって、それを何とかカバーしようかという動きが出ていますね、今、国のほうも。

あと、それからこの前言いましたけれども、柏原にB型支援、就労支援だからということで、教育長言われましたけど、その概念にとどまっちゃいけない状態に今来てると思うんですよ、教育の危機といいますかね。そうなった場合に、バディーフィールドゼロさんに行ってみられてくださいと、一応お願いをしましたけれども、どういうことをされているかということなんです。例えば、それで今6・3・3制の学校に行かなきゃいけないということも、これは教育基本法を抜粋してきたんですけども、規制ってあまりないんですよ。何を言いたいかというと、明治、大正、あの頃にかけて、そして江戸時代の末期にかけて、優秀な人材、子供を輩出したという中には、例えば寺子屋であったりとか、緒方洪庵と松下村塾とかって優秀な人材を輩出した。優秀な人材にこだわるわけじゃないんですけども。だからそういう、既成の概念、規則に当てはまらないことをやって、世の中が成り立っていたということで、例えば今、フィンランド、多分エストニアもだったと思うんですけども、学校に行かなくていいんですよ。それで親が自分の子供の教育方針を自分で考えて、子供にどういう子供、自分と子供と対等にしながら、将来社会に対して貢献できる人間をつくっていくかということをやっている。フィンランドは1冊の本もできていました。読んでみたんですけど。それでフィンランドは、今はIT立国で世界一と言われるわけですよ。それぐらいやっぱり優秀な人材を輩出するために、既成の概念にこだわらないというのがこれから大事なことじゃないかなと思うんです。

それで、これ教育基本法の抜粋なんですけど、これをちょっと読んで終わりにしたいと思うんですけども、これも自分も知らなくて恥ずかしかったんですけど、一応この前半は6・3・3制の義務教育という形で書いてあります。でもその後に、6・3・3制に合致できない子供がいると、ここに書いてあるんですよ。そういう場合に、ここに書いてあります。保護者が就学させなければならない子で、病弱、発育不完全、その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第1項または第2項の義務を猶予、または免除することができるということで、6・3・3制にも強制していく必要はないということなんです、これは。そこを考えた場合に、なぜバディーフィールドゼロさんに行ってみてみてくださいと言ったんですけど、そういうことをされているんですよ。

もう最後になりますけれども、だから義務教育として、教育基本法はどういう人材をこの教育基本法に、日本の将来の子供たちに託しているかということが、数段書いてありますから、この項に関しては、ここを読ませていただいて、もう少しですけど、この質問は終わりにしたいと思います。

どういう義務教育は子供たちを輩出しなければいけないかということから考えても、

それが必要なんだなということですけど、①学校内外における社会的活動を促進し、自主・自立及び協働の精神、規範意識、公正な判断力、並びに公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。②学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神、並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。③我が国と郷土の現状と歴史について正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。④家族と家庭の役割、生活に必要な衣食住、情報、産業、その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。⑤読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと、⑥生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。⑦生活に関わる自然現象において観察及び実験を通じて科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。⑧健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。⑨生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸、その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。⑩職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。この10か条が教育基本法の基本中の基本だここに書いてあるんですね。やっぱりここに立ち返って、今の教育行政、つまり登校拒否児に対してのいろんな解決法は、もう見出さない中で、先生たちのストライキ、そして退職ということを考えて場合には、これから、さっき言いましたけど、今までの既成の概念、システムにこだわる必要はない。だからバディーフィールドゼロさんを見に行ってくださいというのはそこだったんです。

以上です。この質問を終わります。

2番目、学校給食について。

かなりの残食があると聞きます。なぜか尋ねる。

町内のある方から電話をいただいて、残飯がすごいよということを言われました。今言いますけれども、そしてある子供さんを持つての方から電話があって、多分学校にもその方が行かれたという話でした。そしたら、それは一つの案件ですけれども、給食時間が例えば20分と決められていたら、食べ切れなかったら給食は捨ててくださいと、教師の方によっては、家畜の餌になるから大丈夫という先生もいらっしゃったという話を聞きました。その件を学校に持ち込んで話をされた親御さんがいらっしゃったということで、一つのそれも案件ですけれども。なぜ、残食、残飯が多いのか、教育長は、どんなふうに捉えられていらっしゃいますか。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

学校給食の残食につきましては、毎年6月のある週の1週間、全学校を対象として調

査を実施しております。全学校で見ると、令和4年度調査では10.3%の残食率でしたが、令和5年度調査では8.8%の残食率となり、1.5ポイント改善しております。学年や学級で見ると、残食量に差がございます。小学校では、献立によって、残食が多くなることもあります。

中学校では、令和3年度残食率が13.7%でしたが、令和5年度残食率が4.0%となり、9.7ポイントも改善しました。また、令和5年度においては、牛乳の飲み残しが0%となりました。

学校給食では、児童生徒が1日に必要な栄養の3分の1が摂取できるようになっております。特に家庭では摂取しにくいとされているカルシウムやビタミン類は、必要の約2分の1が摂取できるようになっております。

また、本町学校給食センターにおいても、栄養教諭が児童生徒の心身の健全な発達のために、学校給食を通して食体験の一環として、地産地消の取組、郷土料理やかみ応えのある料理など多様な献立の工夫を行っております。時代とともに、学校給食の目的は変化し、現在では自分の健康を考えた食生活を送ることのできる習慣を身につけるための健康教育としての役割を持ち、食事を好き嫌いだけで選ぶのではなく、健康を考え、自分に適した食事の選択と礼儀や人を思いやる人間関係を育てることが大切であります。

教育委員会としましては、今後とも管理職研修会等を通じて、食事が体に及ぼす影響や食品をバランスよく組み合わせることを大切さを指導してまいります。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

今、教育長の話では、改善が見られているということでした。ちょっとお二方の電話とはちょっとニュアンスが違うかなと思うんですけども。だけど多いことは事実かなと思うんですけど、改善した点はどういう手を打たれたということですか。よろしくお願ひします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

今回答しました件については、6月のある週の残食率ですので、献立によっては残食率に差がございます。特に、子供たちは嫌いなものがあるから食べないとか、量が多いからとか、あるいは給食時間が短いからとかという問題がございます。

なお、中学校におきましては、昨年度まで給食時間35分だったのを40分間に5分間延長しております。小学校におきましては、柏原小学校は40分、池之原小学校については45分と、児童数に応じて給食時間を確保し、子供たちが給食を食べる適切な時

間を確保しているところでございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

であるならば、今の答弁に従えば、時間を延長したことで改善した部分はあったというふうに判断してもよろしいですね。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

給食の準備から片づけまで、主に小学校は50分程度、中学校は40分から50分程度と言われているところでございます。4校時の終了後、準備までの時間が長くかかる場合は、給食を食する時間が短くなる場合もございますが、子供たちが食する時間を確保するということはとても大切なことかなと思っているところであります。

また、子供によっては、食の細かい子もいますので、その子供に応じて給食をよそうというのは、またこれも大事かなと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

いろいろと御努力されて、その改善に邁進されているという話を今伺うことができました。

そこから関連して、この2番の給食センター新設のコンセプトを尋ねるですけれども、この話のもとになったのは、一つの残食が多いということも、その一つの大きな要因でこの質問をさせていただいたわけですけれども、そこからずっと翻って鑑みて、今度の給食センター新設、このことに関して小委員会とか、ちょっと協議会でも言わせていただきましたけれども、この前の臨時会では、ここでは結果的にいい自分の採決の仕方じゃなかったとちょっと注意を受けたんですけれども、私も給食センター新設にもともと反対ではないんですけれども、反対させてしまった理由というのが結局は私のやり方のちょっとおかしい部分ではあったんですけれども、附帯決議なり、いろんな条件をつけて賛成すればよかったのにとということで、ちょっと注意は受けましたけれども。だから注意を受けてしまって、でも自分が反対してしまった理由というのが、今度の新設する給食センターのコンセプトです。

まず、建物ありきから始まっている気がしたからなんですね。だからその件は言いまし

たけれども、中身を給食センター、例えば、小学校二つ、中学校一つ、トータルで500食と言われましたけれども、500食であれば、かゆいところに手が届く給食の業務ができるんじゃないかなと思ったからなんですけれども。なぜかといったら、その中で言わせていただきました。食育、この概念も全然議論されてないなど。それから地元の食と農ということもおっしゃいました。給食では、地元野菜を使ったりとか、いろいろ工夫はされているということでしたけれども、さらに今度の新しい新設の給食センターには、その概念を、コンセプトをやっぱり打っていないといけないんじゃないかなと。それでベーカリー、つまりパンを焼く機械もその中に入っていないということで、それも驚いてしまったのは、今、国は小麦の増産をばんばん言ってるわけですね。それにもやっぱり我々には、今度は、強権を持った小麦も作って、生産に邁進していかなきゃいけないという、そういう話のもとと、それから地元で米粉パンを作っていच्छやる方もいच्छやる。多様な給食行政、そのこともあのとき述べさせていただきました。再度言わせていただくけれども、肝付町は、鹿屋の農業改良普及所に行けば、地元野菜を使った給食を考えていますので協力してくださる方を募集します。ポスターを貼っています。それで、韓国は、国の法律の中に、有機野菜を取り込むことという、条文化して、法令までつくりました。もう一つ言わせていただくのが、自分たちの手の届く、そして自分たちで給食センターを運営していくという概念の下で、福岡の宗像市が学校給食会を通さない給食業務の在り方というのを今始めました。

それでもう一つ言わせていただければ、今度のホーユー、給食のあの会社の倒産ですね。その山浦社長という方のあれを見ました。なぜ倒産してしまったかと、申し訳ございませんという、ネットにも出てました。結局、学校給食ビジネスの崩壊ということなんです。今度も学校給食、11億円の建物を建てますけれども、業務はやはり今、東洋さんでしたっけ、そのまま多分引き継ぎをされるという話の下で、前、衆議院議員をしていた安藤裕さんという方がYouTubeで出していたんですけれども、ホーユーの社長の倒産の挨拶、もうしませんという挨拶ですね、その中を給食ビジネスモデルの崩壊という形で、私は、だからなぜ東串良の学校給食も、まず人手不足から始まって、そして下請に出さないといけないかというのは、ある職員さんから聞いたんですけど、学校給食に正職員を当て込むわけにはいかないという、過去の判断があったということで、学校給食に従事する町内の労働を提供してくれる方々に対して、正職から外して、パート、アルバイトに変えたという経緯があったということを知りました。そうすると、皆さん、例えば、夏休みとか、冬休みは給食時間がないときは、もう完全なパート、アルバイト体系になって、働く意欲、そして給食業務に対する自分たちの思いというのはなくなったという話なんです。だから、その安藤さんが言われるのは、学校給食は、これから下請に出す学校給食ビジネスモデルがもう多分崩壊すると、みんな苦しんでるそうです。そうなったとき、いきなり、あれは学校給食業務が入札でやるから、すぐ切り詰めて、消費税を払えなかったんだそうですね、ホーユーさんは。それを今度、税務署から、国税から強制収用されて、資金ショートしてしまって、動けなくなった。これが実情だったということを出浦社長が言っていました。その中でこれからそういう下請に丸々出すことで、そういう危険性はないかということも含めて、自分たちで、また学校

## 会 議 の 経 過

給食は、子供たちの食育、食と農についても、これから考えていく上で大きく検討するべきものじゃないかなということをも自分自身も思っていましたし、安藤さんという方も元衆議院議員の会計士ですけれども、必ずそういうふうに戻っていく方向性を持っていいんじゃないかなということをおっしゃっていました。そのとおりではないかなと思います。

だからやみくもに、まず11億円の根拠というのをちょっと聞いてびっくりしましたけれども、やはり中身を詰めた上での、どういうコンセプトでやっていくかということも詰めた上での学校給食センター建設ということに考えていかないといけないんじゃないかなと思ってるんですけれども、いかがでしょうか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。

給食センターの新設のことについてですが、お答えします。

8月9日に開催いたしました全員協議会において、現在の学校給食センターの修繕が必要な箇所などを説明いたしましたけれども、これらのことについて重複するかもしれないかもしれませんが、再度説明いたします。

本町の学校給食は、米飯、パンのいずれも業者に委託している状況でございます。今後の学校給食の在り方や、非常時の児童生徒の学校給食の提供などを考えると、炊飯施設の設置は必要不可欠でございます。平成21年4月に学校給食衛生管理基準を改定され、アレルギー食対応調理室を設置することや、検収室や食肉・魚介類と野菜類を分けること、さらには調理場の温度は25度以下、湿度80%以下を保つことなどは言われております。

現在の本町学校給食センターは、様々な箇所の修繕が必要でございまして、なおかつ、地盤が軟弱であるために、全体的な修繕の場合にも多額の修繕費が必要となります。これらのことから、長期的な利用を見据えて、新しい土地に改築し、安全で安心な学校給食の提供に努めてまいりたいと考えております。今、先ほど議員がおっしゃいました我がまちの給食センターは、今はあの東洋食品は人材の派遣だけでございまして、食材につきましては地産地消で地元のものを利用させていただいております。以上です。

議 長（田之畑）  
教育長。

教育長（金 久）

給食センターの改築の必要性につきましては、町長が述べたとおりでございます。本町学校給食の食材につきましては、地産地消を初め、町内産や県内産を可能な限り取り入れております。中でも米は100%町内産、肉や野菜についても、物産館や町内業者を通じて町内産や県内産を使用しております。また、県学校給食会を通じて、安心安全

な食品の提供もいただいているところでございます。

パンにつきましては、現在近隣町の業者と委託契約を締結しておりますが、今後は冷凍パンなども検討していかなければならないと考えております。

学校給食センターでパンを製造するとしたら、早朝4時頃からその業務に従事する必要性が生じるため、勤務管理上、従業員及び栄養教諭が対応できません。また、パンの原料である小麦粉が飛散して食材に付着した場合、小麦粉アレルギーの児童生徒等に影響を及ぼすことから、その設備設置については考えていないところでございます。

教育委員会としましては、学校給食法に定められた学校給食衛生管理基準への対応及び効率的な運営のため、新学校給食センターの整備を推進してまいりたいと考えております。そのために、HACCPの概念を取り入れたり、汚染作業区域と非汚染作業区域を明確にしたりして、安全で安心な学校給食を安定供給できる施設、除去食及び代替食を調理するアレルギー食対応調理室を設置して、安全にアレルギー対応食が対応できる施設、児童生徒等がより身近な実感を持って、地域の自然、食文化や農業等について理解する心を育む地産地消の推進、ワンウェイ動線となるよう考慮し、食材搬入から給食の搬出までのスムーズな作業動線を確保した施設、臭気や防音対策など環境負荷の低減に配慮した施設などに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

だんだん時間がなくなっていくんですけど、いろんなことを考えてくださってることは今理解させていただきました。

最後の私の質問にはまだお答えできてない。もし今の下請に出す学校給食ビジネスモデルが崩壊したときのことを考えて、本来の昔の学校給食、東串良は特においしいと評判で、学校の先生たちがおっしゃっていたんですよ。まだ残食も少なかっただろうし、パンに関しては、県下唯一こんなおいしいパンを出してくれるところはないという話でした。柏原小学校に就任された先生がそういうことをおっしゃったんですね。それぐらい、だから学校給食に関しても、東串良は昔は最高の品質、おいしさを提供できたと聞いてました。そこを考えると、またさっき言いましたけど、本来、正職員として、役場職員一人雇ってやっていく方向性もこれからその視野に入れていっていいんじゃないかなと思います。今そこで多分即答はできないでしょうけれども、ただどそういう方向性を考えていかない時期に来てるのかな。まず箱物ありきからではいけないかなということで質問させていただいたところです。この話は、もうこれで終わります。

次、情報共有についてです。

議会からの報告物は、ほとんど執行部に届かず、執行部からは国や県からの情報は開示されない。円滑な行政を執り行うには、情報共有が必要だと思うが、どのように認識するか尋ねるという質問です。

## 会 議 の 経 過

我々は、いつも言ってることですけれども、議会は、この前も岡山、兵庫、いろんなところに行って勉強、そして研修してきます。そしてそれを報告書にまとめます。その報告書が執行部に届いているか、いないか、そこを今まで私は確認もせず、これも恥ずかしいことですが、一応届けているという事務局の話でした。だけど幾つか案件が届いているのかなという感じで、私は当然届いていると思って、当然そのことを各課、あるいは町長が課長会とかで議論してもらっているものと思っていました。これは私の大きな錯覚、誤りです。だけど、それが執り行われているのか。私もこの場でいろんな政策提言してますけれども、前に皮肉っぽく、一つも私たちが政策提言したことは実現していないなということを申し上げましたけど。だから一つはそれですね。

あとそれから、一つの例をもって言わせていただきますけど、じゃあ、執行部から、国からの通達、県からの通達、いろいろ来てるわけでしょうって、そのことで議会にも教えてもらって、お互いの情報共有という形で勉強し合って、討議し合っていく、これが絶対必要な行政の根幹だと思って何度かそういう質問をさせてもらいました。では、総務課長、ちょっと名指しで申し訳ないんですけど、だから、国とか県から来た通達を我々にも情報提供してくださいと言ったら、総務課長ができるものとできないものがあるとおっしゃいました。その説明と、さっき申し上げた議会から出した政策提案をちゃんとそれに基づいて政策立案を立てられるような報告書とか、提案書も出してるわけですが、この二つ。例えば、私たち議会から出した政策提言、提案、これがどのように課長会とか、あるいは職員の皆さんでもまれているのか、そこをお伺いしたいことと、今申し上げた、課長に申し訳ないですけど、国とか県からのそういう通達事項、ちょっと言い忘れましたけど、一つのことをと言いましたけれども、例えば、地域運営組織と農村RMO、これも何回も言ってますけれども、そういうこともちゃんと役場に伝わってきてると。私はこの場でも何回も言わせていただいています。だから、こういうことで何も討議しない、もまないというのは本来あり得ない話だと思うんですよ。だからその二つのことについて、ちょっとお答えできませんか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今議員のほうから報告物につきましては、議会定例会時に、開催される全員協議会や、各常任委員会において担当課長などが報告を受けております。また、議会だよりなどでも、皆様の様々な議員活動については知ることができております。

次に、執行部からの情報については、議員のおっしゃる国や県からの情報がどのようなものかを示しているのか分かりませんが、予算が必要な場合は、予算を議案として上程しております。専決で対応する場合においても、事前に全員協議会等の場において説明を尽くしていると思っております。

また、法の改正等が行われた場合などについても、条例の改正や制定を議案として上

程しております。

情報共有は必要であると思いますし、このように議会において、お諮りしておりますので、議員のおっしゃるような情報が開示されないということはないのではないのでしょうか。なお、議会より提出を求められた資料等については、個人情報などを除き、全て対応していると思います。

以上です。

議 長（田之畑）

4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

今の答弁については大きなちょっと認識のずれを感じるんですけど。だから何回も言っています一つの案件として、農村RMOと、それから地域運営組織、この件ももう何回と言ってありますが、これはこれからの地域社会づくりの根幹になっていく話だということは何回も言わせてもらっています。そのこと実際、もんでいただいたのか。反対に農村RMOは、既に役場には通達は来てると思うんですけど、我々議会にも、町民の皆さんにもほとんど伝わっていない。というか、全然されていない。予算関係、それは当たり前のお話であって、違いますかね。だから、緑の食料戦略にしても、私はこの場で言って、そして89ページにわたる資料を持ってきて、こういうのも来てますよねと言ったら、おぼろげな返事だったのを覚えてますよ。それに基づいた農業政策というの、ちゃんと考えていかないといけないなということを何回も言わせてもらいました。そういう議論ってあるんですかね、町長。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

農村RMOとか、いろんな情報があるわけですが、必要であれば、町長がいつも言っていますとおり、課長会議等々で、議論、協議し、対応をとっていくということでありまして、先ほど国・県の情報を渡さないというような話もありましたけれども、要請があれば、国・県の情報は、私どもは公表するのもやぶさかじゃありませんので、お申し付けいただければ、こういう情報はないかということであれば、私なんかは個人情報、国・県の情報は個人情報はありませんので公表いたしますが、ただ、町独自の資料の個人情報等がある分につきましては、ちょっと遠慮させていただくところもあろうかと思っておりますので、その辺はよろしく願いいたします。

以上です。

議 長（田之畑）

4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

この前、町長が議事録を読んでもらうということ、必要とあらば見ますということをおっしゃいました。必要とあらばという言葉、これはもう今、総務課長の言葉からも出ましたけど、この言葉、これからも使ってほしくない気持ちですね。全てのことに對してやっぱり議論、そして討議をしていくことが必要じゃないかと。申し訳ないですけど、今度10月に備蓄の資源エネルギー庁からの指示があったということで、地元の人たちとの協議会を持つべきではということをお前は6年前から言わせていただいております。ようやく6年かかって実現する運びになりました。6年もかかるのかなということなんですよね。それも資源エネルギー庁のほうから声をかけていただいたという形です。じゃないんですかね。こっちからも言っていた部分は、もう何回も言っていましたので、何らかのあれがあったのかなと思いますが、時間がかかり過ぎだと思います。だからこの場で一般質問があったとか、政策提言したときは、すぐもんで討議して、協議して、それを議会にもまた役所で返答して、それで町民の皆さんにもそれをちゃんと御披露していくのが、これからの務めじゃないかと思うんですけど、町長どうですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

資源エネルギー庁も出向いて、初めてこうして備蓄のほうをやるということになりました。その前も一応要請しております。2回目でしたけれども、2回目は東京に行って、本社にも行って、説明して、どうしても住民説明をしてくださいということをお願いされたのは、この実現に向けたことです。それは本当です。以上です。

議 長（田之畑）

4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

時間がないので、この話も一言で締めくくりますけど、6年前にその備蓄に行って、私と宮地さんと行きましたけど、その問答集ももう6年前に渡ってたんですよ、執行部には。6年もかかってしまったということです。以上です。

だから、これから節目として情報共有、お互いに情報を開示し合って、行政力を高めていく、この方向で考えていかなきゃいけないかなと思います。

それで、4番目、3人の中高生と地域おこし協力隊について。

1、4年前、東京の中高生3人がここ東串良に来て、町の活性化への指針、提言をもらいました。その後のフォローはどうなったか、尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

令和元年8月に、東串良町が抱える地域課題である人口減少に対応する移住・定住政策に、首都圏の中高生が取り組む企画、東串良SUMOU!!チャレンジの政策アイデアコンテストを開催いたしました。この企画は、首都圏の中高生から本町に興味を持ってもらうということで、知名度拡大を図るとともに、この企画を通じて、参加生徒、家族、学校の教職員など、東串良のファンづくりを推進する関係交流人口の増加、並びに若い世代の政策提言を参考にすることによりまして、よりいいまちづくりなどを目的としたものでございました。

多くの中高生から139の政策提言がございまして、その中から上位3人が実際に本町へお越しいただきまして、発表していただきました。1回も東串良町へ来たことのない首都圏の中高生の皆さんが、東串良町のことを自主的に調べてアイデアを出していただきました。全国1,700ある自治体の中で、東串良町という小さな自治体を御存じの方は少なかっただろうし、読み方も分からない生徒さんも多かったらと思います。そのような中、一人一人の生徒の皆さん方に東串良町という名が深く刻まれたのではないのでしょうか。

議員お尋ねのその後のフォローはどうなったかという御質問でございますが、このアイデアコンテストの一番の目的は、本町の知名度向上と関係交流人口の増加を図ることに一番重きを置いて実施したところでございます。委託業務の中で取り組んだ事業でありますことから、その年度をもって完結としております。

しかしながら、東串良町と生徒さん方との縁は消えることはございませんでした。昨年、4年前のコンテストで最優秀賞を受賞された関東在住の方が、町長室を表敬訪問していただきまして、今大学に通っておられます。夏休みを利用して、鹿児島へ旅行にいられた中で、立ち寄らせていただいたとのことでした。

会話の中で親御さんが東串良町へふるさと納税寄附をしてくださったとのことや、スーパーで東串良のピーマン、キュウリを買ってくださったりしていることなどをお聞きいたしました。

また、令和2年度に開催されました第2回目となる同コンテストで入賞をされた同じく関東在住の方の申出によりまして、昨年の令和3年8月に、青葉、豊栄の児童クラブで折り紙を通じたオンライン講習会が開催され、学童保育の児童18名と交流をされたようでございます。

このように、知名度向上には一定の効果があつたと思いますし、東串良町と生徒さん方との縁が将来いろいろな形で生きてくるものと期待しているところでございます。以上でございます。

議 長（田之畑）

4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

その去年来たという彼とそのときに昼御飯を一緒に食べたんです。彼は、フェイスブックを通じて、東串良のことを2年、3年にわたっていろいろ検討したり、やってきてくれていました。そのフェイスブックを町長見ましたか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

そのフェイスブックは見ておりません。

議 長（田之畑）

4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

悪い言い方ですけど、そんなもんだと思います。後のフォローが全くなくて、もうこれも全部終わってしまいました。これじゃ駄目だと思いますよ。それに受け答えできるような体制をつくっておかないと駄目だと思いますよ。残念がってますよ。

そして、地域おこし協力隊、北海道から来た彼女が4か月で辞めていきました。そのフォローはなかったのでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

これはもう本人の意思ですので、残ってくださいということは常々言ったんですけど、なかなか一身上の都合ということで、本人の意向でございました。本人の意思を尊重いたしまして、町といたしましても、退職願を受理し、今年の6月末をもって退職されたということでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

個人の理由じゃないんですね。4か月のうちに月に彼女に何回会って、じっくりと話を聞いたりとか、今までいた協力隊の人たちとどんなふうに接してきましたか、町長。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

ただいま協力隊とどのように接してきたかということでございますが、勤務場所はMARUMARINEでございました。それで彼女も初めてでありますから、それでMARUMARINEの担当の係長もおります。補佐もおります。分からないことがあったら聞いてくださいということは常々申しておりましたし、また先輩であります協力隊の方も1人いらっしゃいます。そういった中で、彼女については、観光に関する事、それから就業支援サポーターということで、農業とか、それから商工業、後継者のいない方々、そういった方々への町外からの問合せがあったときは、いろいろと支援をするというような業務をお願いしていたところでございました。そういった中で、いろいろと係長とか、補佐、そして私もですけども、いろいろと分からない部分に対応してきたというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

もう時間がありませんので、最後言いますけれども、この中で出てきた言葉、これ言っていていいですかね、言っていていいと思いますね、今まで歴代の人たちがどんな形で辞めていったか。一言ですね。町長が全然話をしてくれないと。そして、どういうことをしていいのか、この前も先週、NHKのクローズアップ現代でありました。最初、マッチングミスというのがあるんですけども、ちゃんとした町長のコンセプト、町のコンセプトを提示してもらわないと動けないという話です。以上です。そういう声を聞きました。次に移ります。

中期・長期ビジョン、戦後つくられた様々なインフラの劣化、老朽化が表面化してきている。危機管理を踏まえて持続できる社会体制構築へのビジョンが必要だと思う。

その前に、すいません、これを忘れました。これは議会からですけども、この前、東京で勉強に行ったとき、これ議会だよりも協力隊の人がこういうふうに写真を出して持ち上げているんですね。これは我々議会も反省しないといけないんですけど、これは協力隊の人だそうです。これ、高知県中土佐町、こんなふうにやっぱりみんなで盛り上げていかないと、協力隊も続かないということですね。すいません、ちょっと、途中で挟みました。

そして今の中長期のビジョンです。町長、これからの世の中は、どんな世の中が来ると思ってますか、聞いてみます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

通告外ですので、それはお答えできません。控えさせていただきます。

議 長（田之畑）

4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

これがやるせないところですね。

これからどういう世の中が来るか、中長期的なビジョンを持っていかないと、中長期ビジョンを立てられないんですよ。例えば経済面であり、金融面であり、国際情勢であり、農業問題をどう考えていくかというのが、それが一番大事な根幹になっていくと思います。そういうビジョンを持たないで、中長期的なビジョンは立てられないと思います。

今度も、何回も言ってますけど、パイプラインも築30年、耐久力40年と言われてます。3か所もポンプが故障しました。そのとき水は来ませんでした。そしてパイプラインの給水栓、至るところで詰まって水が出ませんでした。そういうことに関して、昨日かな、一昨日かな、建設課の課長から、これからはそういう方面も考えての検討の打合せが始まったということで、ちょっと胸をほっとなで下したんですけど、この件ももう五、六年前から言っております。だから役場も、町長は、前、水の問題についても土地改良区のことですからと言って、一言で一蹴されました。そうじゃないんですね。町の農業全般にわたっていろんなところに配慮をして、いろんな指示、それから指導をしていくのが町長の立場だと思うんですよ。だから水道の問題についても、いろいろと今、水道課の方とか、元水道課に異動になった方からも話を聞きながら、水道の問題についてもいろいろ今、それなりに勉強して、そして聞き取りをして、調査をしているつもりであります。だからいろんなこれから、中長期ビジョンにわたってというのは持続できる地域社会をつくるためには、絶対に必要なこと、何回も言っております。そういうビジョンがあるのかなのかということですね。

それでもう時間がありませんけど、ちょっと先を急ぎますけれども、これは去年の10月に鹿児島に行ったときの議員の勉強会で出てきたことです。久保さんという県の担当の方がおっしゃって、強調されたのが、市町村への権限移譲についてということで、これ強調されました。昔、地方分権とかいろいろ言われてるのが今ちょっとどこに行ったかなという言葉があるぐらいですけども、また国と県は、いろんな施策については、地方に権限委譲するということをはっきり言われたんですよ。その後立ってどのようなビジョンを立てているかということなんですけれども。

そしてかごしま未来創造ビジョンというのをこのとき提示されました。これを基に東串良、そしてここに書いてあるんですけど、独自の対策を立ててくださいと書いてある

んですよ。そういう方向性でいるのか。だから持続できる地域社会をつくるためには、どういうビジョンを、中長期ビジョンを持たなければいけないかということを実際に考えていかないといけないんですね。それを基にいろんな箱物をつくったり、いろんなことをしていかないといけないんですけど、これを基にして、東串良独自のビジョンを立ててくださいということになれば、それをちゃんと示していかないといけないと思いますよ。それが一番今大事なことでないでしょうか。多分それも今ちょっと見えてないんですね。だからさっきの給食センターにしても、それから複合施設についても、もともと反対じゃないんですよ。やり方なんですよ。とにかくコンセプトを打って、なぜ複合施設をつくらないといけないのか。どういうものをつくるのか。まずそれを町民の皆さんに提示してからだったと思っています。自分もいろいろ提案を考えていました。そうすれば、設計をあの人に頼ればいいかなとか、例えば東串良の中長期的に崩壊しない頑強な施設をつくれれば、バベル東串良と名前までつけていろいろ自分なりに考えていたんですけど、町民の皆さんからも、最近町報に出た情報とかで、すごく批判を浴びさせられました、自分も。だから反対じゃないんですけど、中長期的ビジョン、つまりソフトの部分からちゃんと考えて、コンセプトを打ってからの順番になっていくと思います。

そして、ライフラインに必要な水、パイプライン、電気、このことも何回も言ってきました。その骨子、東串良の独自のビジョンを出してくださいよ。

以上です。

議 長（田之畑）

答弁は要りますか。答弁は要らないのね。質問を。

町長。

町 長（宮 原）

せっかくですので。議員も通告もしていらっしゃいますので、これだけは答えさせていただきます。

町内70件ほどの建物施設につきましては、平成29年度に東串良町公共施設総合管理計画を策定しております。令和3年度に改定を行い、今後の活用や維持方法などについて示しております。その計画の中において、将来的な人口減少、少子高齢化、投資的経費に係る財源の減少を課題と捉えており、それらを踏まえながら、施設ごとの整備方針の評価として、用途廃止、要早急対応、更新検討、利用検討、維持保全の5つに区分しております。よって、基本的には、この計画に沿って、今後も施設整備を進めていく方針でございます。

次に、インフラの整備、施設整備でございますが、直接住民生活に影響を与えることから、計画的、継続的に対策を講じる必要があると認識しているところでございます。

中長期的計画やビジョンについて、建設課長より、また詳細について説明させます。

議 長（田之畑）

建設課長。

建設課長（寺 園）

お答えいたします。

建設課所管における各施設の対策につきましては、次の計画及び事業に基づきまして、施設の更新や修繕を行ってきているところでございます。

まず初めに、橋梁ですが、平成26年2月に10年間の計画期間としまして、東串良町橋梁長寿命化修繕計画を策定して5年に1回の点検に基づきまして修繕が必要ならば修繕を行っていくような計画で進めております。

このほか、住宅、水道等については、議員も御存じのとおり、それぞれにビジョンや中長期的な計画等がございまして、それに基づいて修繕、更新、建替え等を進めているところでございます。

それと土地改良区が所管する施設につきましても、事業主体は鹿児島県ですけれども、鹿児島県のほうが機能診断、保全計画等を各水利施設等について計画を立てていきまして、それに基づいて更新作業、修繕作業等が行われていくというふうに聞いております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

ここでしばらく休憩します。

休 憩 午前10時31分  
— ◆ —  
再 開 午前10時40分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 児玉勇治議員の発言を許します。

3番 児玉議員。

3 番（児 玉）

通告に従いまして、2点質問させていただきます。

まず1点目は、複合施設の設置についてであります。

7月に町から配付された配付物の中に、複合施設を設置するに当たり、町民の意見を反映するための参加募集2名が入っていました。また6月議会では、複合施設建設検討委員会の設置条例が町長から提出され、議会では可決されました。このように複合施設の設置に向けて準備が進む中、ある町民から何十億円もする建物をつくるそうだが、何をするとところなのか。そんな建物をつくる必要があるのかという質問を私は受けました。私も条例設置に賛成し、複合施設に携わる調査特別委員の一員でもありますので、その人に東串良町総合センターの老朽化と、大きな催し物をするための必要性、そして大きな災害が来たときには、避難所としても利用できる利点があるんですよと説明しました。

## 会 議 の 経 過

このようないろいろな疑問を持つ町民のために、振興会を通じて、設置に対して、賛成か反対を問う考えはないか、尋ねます。方法は、いろいろあるとは思いますが、丸バツ式の簡単なやつでいいと思うんですが、どうですか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本町には、築後40年が経過した老朽化した施設がございまして、これらの施設に多額の修理費用が発生している状況でございます。このことから、将来的に修理に要する費用がかさみ続けることを考慮したときに、老朽化した幾つかの施設を一つにまとめて整備することが必要であると判断いたしまして、複合施設建設に向けた基本構想、基本計画づくりに、まずは着手したところでございます。

複合施設を建設する場合も、確かに多額の建設費用がかかることにはなりますが、町の負担額を少しでも低く抑えるように、財源確保にも取り組んでいかねばなりません。

現在、基本構想、基本計画づくりに向けた複合施設建設検討委員会を立ち上げておりまして、この検討委員会の中で、町内全世帯を対象とした町民アンケートの内容を検討する予定でございます。

検討委員会の開催時期は11月中を予定しておりまして、その会の中で、アンケート内容を協議した上で最終決定となります。

議員お尋ねの複合施設の設置に対する賛否についての町民アンケートについてでございますが、アンケートの中には盛り込まないという考え方があります。理由といたしましては、冒頭申し上げましたとおり、特に築後40年以上を経過している施設につきましては、老朽化が目立ち、修繕費がかさみ、年数が経過すればするほど多額の予算を投入せざるを得なくなることが想定されること。さらには建物の安全性や機能性にも問題が生じてきていることなどが挙げられます。

今後、町民の皆様を対象としたワークショップや、住民説明会を開催していくこととしておりますので、複合施設建設の必要性を十分に御理解いただけるように丁寧に説明したいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
3番 児玉議員。

3 番（児 玉）

ただいま、町長の考えも聞きました。

そこで、今、町長が言われたとおり、設置となった場合、言われたとおり財政の問題がどうしても町民には心配だと思えます。何十億円もする建物をつくると、町のお金

## 会 議 の 経 過

がなくなってしまうのではないかと、そのような不安を持っている人たちもたくさんいると思います。建物設計に向けてもいろんな準備が今始まっていると思います。複合施設に対しては、基金の積立ても行われていると思います。

そこで、現在の積立て金額と、もし建設となった場合、どのような補助金を活用されるのか、伺います。町民の中には、1億円の建物を建設するとですね、1億円全てを町が負担すると思ってる人が多々いると思うんです。例えば例を挙げて、分かりやすい回答を担当課長でもよろしいので、どうですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

私のほうでお答えします。

まずは積立金でございますが、令和5年5月末時点で、公共施設等整備基金に8億3,000万円ほど積み立てたもので、複合施設建設の経費にも充てることは可能でございます。ただし、基金残高はほかの施設整備の財源に充てたり、あるいは年次的に基金への積み増しを行ったり、今後、基金残高が増減することもあり得ることを申し添えさせていただきます。

次に、補助金の活用につきましてお答えいたします。

ただいま複合施設建設基本構想、基本計画策定の業務委託業者選定の手続を進めているところでございます。業務委託内容で、基本構想の検討、取りまとめ作成をすることとなっております。業者が確定し、契約後に、国庫補助金等についての情報を得ながら、有効な補助金の選定作業を進めてまいりたいと考えております。

複合施設を建設する場合の財源につきましては、国から補助金や、毎年度、元利償還金の70%に相当する額を地方交付税の基準財政需要額に算入させるなど、有利な起債でもある過疎債の活用がありまして、全額を町費で賄うものではございません。イメージしやすいように、あくまでも仮の話させていただきますと、例えば複合施設を建設するための総事業費が30億円だったとします。その財源といたしまして、2分の1の国庫補助金の条件を満たし、採択された場合の補助金額15億円ですね、交付税措置がなされる過疎債を7億円起債した場合、交付税措置額が5億円程度となります。残りの10億円程度、町が支出することとなりますが、この10億円も年次的に公共施設等整備基金に積立てを行えば、建設に向けた財源の確保は可能になるというようなイメージとなります。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3番 児玉議員。

3 番 (児 玉)

ただいまの町長の説明により、金額は町の負担だけでなく、いろんなのを使えば、10億円ぐらいの感じと聞いたんですが、よく理解できたところです。このことを町民の方にも言っていけば、大分理解がもらえらると思いますので、広報紙等を通じてやってももらえらると思います。

複合施設建設につきましては、建設の規模、場所、そして金額と全てにおいて大きな課題もありますが、町の大切な財産であります。まだ構成委員18名以内、設置場所、建設額等も決定していない中、これから始まる複合施設設置計画に当たって、この施設に対する位置づけと、活用方法、最初にちょっと町長は述べられましたけれども、再度ここで確認をしたいと思いますので。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

今、町の主な施設といたしましては、昭和50年に高齢者福祉センター、昭和57年に総合センターが建設され、共に築後40年が経過しております。高齢者福祉センターは、築後50年が近い状況でございます。これらの施設は、老朽化により、建物の安全性、機能性にも問題が生じてきている状況でございます。現状のまま維持していくことは困難な状況であると捉えております。

また少子高齢化の本格的な到来や、ライフスタイルの多様化によりまして、行政サービスに対する町民のニーズも複雑化、多様化してきております。

さらには、台風や大地震による津波、豪雨による水害が予測される場合、町民の皆様の避難所施設として、現在の老朽化した施設で問題はないものかということも危惧されます。

これらのことを踏まえまして、複合施設の場所、機能、役割、規模等について広く住民の意見を取り入れながら複数の公共施設の機能や、災害時の避難施設としての機能も兼ね備えた本町に相ふさわしい複合施設の建設実現を目指して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

議 長 (田之畑)

3番 児玉議員。

3 番 (児 玉)

この複合施設建設に対しては、町民のいろんな意見が出てくると思います。町民の理解がないとクリアできない問題もあると思いますので、さきに述べたとおり、広報紙、いろんな情報等を活用して、町民の理解に努めてもらいたいと思います。

また、議会のほうでは、議会なりに特別委員会を設置しましたので、課題や効果等を

## 会 議 の 経 過

調査しまして、町のほうに提言していきたいと思います。

これで複合施設を終わりました、続きまして2点目の商工会が設置している街灯等の活用についての質問に移らせていただきます。

町民から集落に街灯がなく、夜道が危ないとか、怖いとの相談を受けて、私も執行部のほうに相談に行くのですが、設置はできないという回答がほとんどです。私の柏原下通りでは、商店名が記載された街灯が大分なくなり、夜の明るさが消えたところが多々あります。ちなみに、商工会によりますと、以前は150基あった商店街の街灯が今はもう80基しかないということです。このままだと、柏原下通り、豊栄、その他の地区でも、多くの商工会が設置している街灯がなくなるのではないかと私は心配しています。私の振興会は、上・中・下と分かれていますけど、都合よく一つずつ、下に一つ、中に一つずつ商店名の入った街灯があるのですが、この状態がいつまで続くか、不安です。

このようにせつかく設置された街灯を何か利用することはできないか、尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

町といたしましては、集落と集落を結ぶ道路、学校の周辺については、防犯灯として街灯を設置しております。集落内においては、各振興会での設置、電気料の負担をお願いしておりますので、使用されなくなった街灯を商工会と振興会で協議の上、そのまま利用し、電気料等を振興会が負担されるということが考えられると思います。

なお、振興会が不要と判断された場合は、そのまま放置されますと管理者が不明となるおそれや老朽化により危険な場合も想定されますので、設置された商工会等で撤去いただいたほうがよいのではないのでしょうか。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3番 児玉議員。

3 番（児 玉）

ただいま町長から回答があったんですが、この街灯とは関係ないんですけども、町から振興会へ幾らぐらいの補助が、ニーズによって違うかもしれませんが、その辺の説明をお願いします。

議 長（田之畑）

町長。

## 会 議 の 経 過

町 長（宮 原）

今現在、振興会に対する補助金につきましては、1 振興会当たり基礎額として5, 000円、1 世帯当たり3, 000円交付しております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3番 児玉議員。

3 番（児 玉）

ただいまの補助金は振興会について大体平均的に一律だと思います。なぜ補助金に触れたかといいますと、振興会にある商工会の街灯は年間に保険料が4, 000円だそうです。それで管理費が3, 000円、維持費として7, 000円要るわけです。また電気代は、月に1, 000円が必要とのことで、この電気代に対しては商工会に補助金があるということでした。この状況を考えると、商工会を辞める人はどうしても街灯を撤去すると思うんです、この金額を考えると。しかし、1回街灯を撤去してしまうと、もうなかなかそれを再生することはできないと思うんですよ。今、町長も言われたとおり、商工会でも振興会が電気代を払えば街灯を残しますよという相談をしたみたいなんです。そうしたら振興会のほうは拒否されたということです。

そこで、さきに述べた補助金問題なんですけど、補助金は一律全て平等に配付されているわけなんですけど、商工会が設置している街灯のある振興会は、維持費と電気料金として、別に補助金アップはできないのか。財政難だとは思いますが、振興会へ配付する補助金の兼ね合いもあると思うんですが、町長どうですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

先ほども申し上げましたけれども、振興会に対する補助金につきましては、1 振興会当たり、基礎額5, 000円、そして1 世帯当たり3, 000円を交付しております。今年度より、これまで2, 500円であった1 世帯当たりの交付金を3, 000円に500円増額したところでございますが、既に増額してありましたので、これ以上の増額はちょっと現在のところ考えておりません。

なお、それ以外にも1 世帯当たり4, 400円を謝金として振興会長へ支払っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3番 児玉議員。

3 番 (児 玉)

最後になりますが、現在の街灯は、電球問題もあると思います。今後はLED問題や、支柱の老朽化等、いろんな問題があると思うんですが、せっかく設置されている街灯なので、これを活用するためにも、もう今、補助金の見直しはないというような感じだったですけど、商工会と執行部のほうで連絡を密にして、現在あるこの80基をどうしても減らさないことを考えていただければと思ひまして、私の一般質問を終わります。

議 長 (田之畑)

それでは、次に、2番 小川香織議員の発言を許します。

2番 小川議員。

2 番 (小 川)

これより質問を始めます。

昨今、様々なハラスメント事象が発生し、報道に取り上げられることがあります。これまでの私の一般質問においても、ハラスメントに関する行政の対応や状況などを確認する内容の質疑を行ってきております。町長よりそのような報告はないという趣旨の回答や防止措置については適切に行われているといった趣旨の答弁をいただいております。ハラスメントの防止措置が十分でない場合、職場環境の悪化を招き、町民サービスの低下や町民からの信用、信頼を失う事象が発生します。

行政としてハラスメントにどのように向き合っているのか、組織としての在り方などを繰り返し検討することが重要であり、行政として今後も引き続き適切な防止措置を取られていかれることと存じておりますが、再度確認いたしたく、本日初めの質問になりますが、働きやすい職場の環境づくりについて、ハラスメント対策については、事業主、つまり町長の義務の認識でよいか尋ねます。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします

本町におけるハラスメント対策につきましては、労働安全衛生法第18条に定める衛生委員会を設置し、委員長に総務課長を選任しております。当然のことですけれども、同法第13条に規定する産業医についても任命しております。衛生委員会の構成委員となっております。また東串良町職員のハラスメントの防止に関する規程を制定し、第3条第2項において、所属長は、所属職員がその能力を十分に発揮できるような職場環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならないと規定しております。

以上のように、管理監督職員の責務を定めておりますが、議員のお尋ねのハラスメン

## 会 議 の 経 過

ト対策につきましては、町長の義務との認識でよいかと問われればそのとおりでございます。

議 長（田之畑）  
2番 小川議員。

2 番（小 川）

現在ハラスメントは多くの種類に分かれ、分類されていらっしゃるそうです。50以上の種類があるそうです。ハラスメント対策について、町長の義務ということで御説明いただきましたが、義務責任があるということで、これからも引き続き対策の強化をお願いしたいと思います。

次の質問にも関係しますので、まずお伺いしたいと思います。ハラスメントは多様な分類に分けられていると、先ほども言わせていただきましたが、ハラスメントに当たる部分というのを何か御存じではないと、その町長の義務というものは達成できないと思います。

そこで町長の考えられる対策の強化とか、充実するべきハラスメントの類型、種類についてお聞きしたいと思います。ハラスメントとはどのようなものかお聞かせください。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（江 口）

ハラスメントの種類という話でしたけれども、先ほど町長が申し上げましたとおり、東串良町職員のハラスメントの防止に関する規程というところで、規程で定義づけているところがございます。

ハラスメント等につきましては、この規程に基づきますと、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠、出産、育児及び介護に関するハラスメントの総称だというふうに掲載しているところがございます。

以上です。

議 長（田之畑）  
2番 小川議員。

2 番（小 川）

今、御説明にありましたように2020年6月1日にパワハラ防止法が施行され、大企業においては職場のパワーハラスメント防止措置が義務化されました。2022年4月1日より中小企業においても義務化されております。

今御説明にあったのは、地方公共団体における各種ハラスメントの防止について、関係法律及びこれらの法律に基づく各種労働省指針が示されている内容を説明いただいた

と思います。

各種ハラスメントを防止するために、雇用管理上の措置を講じなければいけないと文章にも書かれております。

ある地方公共団体におけるパワーハラスメント対策の取組状況についてという調査報告のほうを見たときに、令和3年6月1日現在の地方公共団体における各種ハラスメント対策の取組状況の調査結果という項目があり、この部分に都道府県及び指定都市では全団体で措置が講じられている。一方、市町村においては、措置を講じた団体数が以前調査したときよりも増えていると。しかし、必要な措置が適切に講じられていない団体もいまだにあったということで、調査報告がされておりました。

各種ハラスメントを防止するために講ずべき措置については、団体の規模や職場の状況を問わず、必ず講じなければいけないものだと思います。また実施すべき具体的な取組は、団体別に異なるものではなく、他団体における取組事例や人事院及び厚生労働省の公表資料などを参考にしながら着手していかれるほうが速やかに行われるということも書いてありました。

今おっしゃった三つのハラスメント以外にも気をつけなければいけないハラスメントとして、モラルハラスメント、ジェンダーハラスメント、セクシュアルハラスメント等々があります。ハラスメントの内容でどのようなハラスメントがどのような内容か御存じでしょうか。例えば、よく聞くモラルハラスメント、この内容について町長はどのようなハラスメントか御存じか、説明ください。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

ハラスメントの種類は今おっしゃったんですが、セクシュアルハラスメント、これは他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動、パワーハラスメントにつきましても、職務上の権限や地位等の優位性を背景に業務の適正な範囲を超えて、精神的、身体的な苦痛を与える。また職場環境を悪化させる言動。それと妊娠、出産、先ほど課長が答えましたけど、育児、または介護に関するハラスメント、職場のにおける職員に対する、次に掲げるものをいうということで、次に掲げる事由に関する言動により、当該職員の勤務環境が害されることということです。これ全部読みますか。いいですか。分かりました。

議 長（田之畑）  
2番 小川議員。

2 番（小 川）

ありがとうございます。

ハラスメントに対して様々な種類があり、そんな一つ一つの内容を把握されていなか

れば強化対策については講じられないと思い、質問させていただきました。モラルハラスメント、小さなことで言えば、同僚からの挨拶に返事をしないなどがあるということです。ジェンダーハラスメント、女性だけにお茶をくませる業務をやらせるなどだそうです。

こういったハラスメントに本人が思っていないことに対しても、実際に相手からすると不快であったりとか、心身的に大きな負担になることもあります。

マタニティハラスメント、アルコールハラスメント等々50以上のハラスメントがあるとされます。このことを踏まえてお尋ねします。

職員によるハラスメントに関する報告や相談、内部通報制度があるか尋ねます。

議 長（田之畑）

小川議員、一般質問というのは行政の事務に関して質問することになっているんですね。だから今のようなハラスメントの概念についてとか、そういうのは事務に関係することではなくて、あなたのほうがこういう問題についてどうなのかという質問をするのが一般質問ですから、ちょっとこの一般質問の要旨にずれているんじゃないかなと思いますので、気をつけていただきたいと思います。執行部のほうで答弁されるならばされていいですけども。

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

職員によるハラスメントに関する報告や相談を受けるため、衛生委員会を内部の苦情相談窓口としてメンタルヘルス対策事業委託先である株式会社こころ機構を外部相談窓口として設置しております。苦情相談は、ハラスメントの当事者だけでなく、第三者からも申し出ることができ、相談者の秘密は守られ、不利益的な取扱いを受けることがないよう東串良町職員のハラスメント防止に関する規程の中でも定めております。

ハラスメントへの対応を早期に行えるよう、相談しやすい環境づくりに努めております。ハラスメントをしない、させない職場づくりが第一であります。ハラスメントが生じた場合に、早期対応、解決ができるよう、今後も苦情相談窓口の設置について周知を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

では、本町における病気休職者の推移や定年退職以外の早期自己都合による退職についてメンタル疾患が原因の職員はどの程度いるか、尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本町における平成30年度から令和4年度までの過去5年間の病気休暇、休職者数についてですが、平成30年度が3名、令和元年度が3名、令和2年度は2名、精神疾患によるものが2名でございます。令和3年度が1名、令和4年度が7名、うち精神疾患によるものが2名。令和5年度が2名、精神疾患によるものでございます。以上が状況でございます。

定年退職者以外の早期、自己都合退職者の中で、精神疾患が原因の退職者は過去5年間でおりません。精神疾患の療養のため、1か月以上、職場を離れている職員の職場復帰については、職場復帰前に、療養前に所属していた所属で一定期間継続して出勤する試し出勤を行うことで、職場復帰に関する不安の緩和を行っております。

また、主治医や産業医と連携し、必要に応じて、職場環境の改善や所属における支援体制づくり等の措置を講じております。病気休暇や休職からのスムーズな職場復帰の支援を行っております。今後も主治医や産業医、所属長との連携を図りながら、病気休暇、休職者に必要な支援を行ってまいります。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

今御説明にありました病気、休業されている方の人数ですよね。これは同じ方が全部含まれていらっしゃるのでしょうか。それともその年に新しくそういうふうに認定された方なのでしょうか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

同じ方か、人的にどうかという話でございますが、ほぼ単発的な部分でございます、1名だけが継続して休暇を取っているようでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番 (小 川)

働きやすい職場の環境づくりについて、行政トップや管理職を含め様々な配慮が求められると思います。特にハラスメントが発生しづらい仕組みづくりを構築する必要があると考えますが、本町の考えと今後の取組、またハラスメント防止条例などの制定について検討する考えはないか尋ねます。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

ハラスメントには、意識的、無意識的に特定・不特定多数を問わず、精神的・身体的な苦痛を与え、仕事への意欲や自信の喪失、心の健康の悪化を招き、能力の発揮や公務の能率的な遂行を阻害してしまいます。場合によっては、休職や退職に追い込んでしまう、許されない行為です。ハラスメントをしない、させない職場環境づくりは重要な課題だと認識しております。ハラスメントの防止に関する規程を制定し、ハラスメントの防止について、職員へ定期的に周知を行っているところでございます。

今後もハラスメントに関する情報の発信や研修会を開催し、職員のハラスメントに関する知識の向上、自身の言動を見詰める機会の提供を図ってまいりたいと考えております。

また、併せて職員が相談しやすい環境づくり及び相談窓口の周知も行ってまいりたいと考えております。

以上です。

議 長 (田之畑)

2 番 小川議員。

2 番 (小 川)

自治体職員のハラスメント防止等については、通常、自治体の要綱や規程などにおいて定められています。また、議員については、政治倫理条例で規定する政治倫理基準において定められているものがあります。

しかし、職員や議員のハラスメントの防止等に関して、単独条例を制定している自治体が令和5年9月1日時点で31条例確認できました。近年は啓発活動もあり、ハラスメントへの意識も強くなっております。ハラスメントを行う行為者の抑制や内部通報の一助にもなり得るため啓発活動を繰り返し行っていただきたいと思っております。

また、ハラスメントは潜在化しやすく、繰り返されやすいと考えるため、ハラスメントが生じにくい職場環境の整備により一層努められたいと思います。

国内のこれまでの案件として職員の家族側が訴訟を行い、裁判の判決で賠償が命じられたこともあったそうです。それは命を代償にされたSOSを残すような事案だったと

## 会 議 の 経 過

いうことですが、公的機関でもそのような悲しい出来事が発生しております。このようなことが本町でも起こらないように、職員の働く環境の充実と安全について今後も強化、対策を講じていただきたいと思います。

先ほどおっしゃったように、ハラスメントは許されない行為であると、研修のほうも繰り返し行っていただき、言動とかそういった行動も見詰め直す機会を再度持つていただき、これからも努めていただきたいと思いますし、本町、また町長の考え方としてもそのようにされていくということで、認識として受け取ってよろしいか、再度尋ねます。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

先ほど答弁したとおりですけれども、私自身、朝、職員みんなに明るい環境づくりではございませんが、おはようございますという、大きな声で、皆さん返してくださいということをお願いしております、これだけはですね、もう職員の皆さんに声を出しさいということをおっしゃっております。

以上です。

議 長（田之畑）  
2番 小川議員。

2 番（小 川）

ありがとうございます。これからはハラスメントは許さないという姿勢を持ちながら進めていただきたいと思います。

次に、教育への考えと支援について質問いたします。

夏休みも終わり、大きな事故の報告もないことをうれしく思っております。これから秋・冬と経過し、保護者におかれましては、就学、進級において検討する時期となります。10日には中学校の運動会がありました。子供たちのエネルギーは本当にすばらしく貴いものだと感じ、心が熱くなりました。走りが得意な子や、盛り上げるのが上手な子など様々な才能にも触れる時間となりました。どのお子様も家族だけでなく、地域や町、国の宝です。教育長におかれましては、以前より教育に関する理解ある答弁をいただき、私も子供を育てている親として安心した次第ではありますが、これからはインクルーシブの考えを持ち、障がいの状態だけに着目するのではなく、総合的な観点から学びの場の提案を行い、本人、保護者の意向を最大限尊重して決定し、交流及び多様な子供たちが共に学ぶ環境の整備や支援に努めていただけるか質問いたします。

議 長（田之畑）  
教育長。

教育長（金 久）

お答えします。

インクルーシブとは、全てを包括する概念であると捉えております。障がいの有無、性別や人種など、人間には様々な違いがあり、このような違いを認め合い、全ての人がお互いの人権と尊厳を大事にしていける社会、いわゆる共生社会の構築が求められていると認識しております。令和3年6月に文部科学省から発出された「障害のある子供の教育支援の手引」の中で、それぞれの子供が授業内容を理解し、学習活動に参加している実感、達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうかという最も本質的な視点に立つことがインクルーシブ教育の推進において、大切であることが記されております。

また、令和2年4月に策定しました東串良町教育振興基本計画の中に、特別支援教育の項目の中には、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築について記述してあります。障がいのある子供と障がいのない子供が可能な限り、同じ場で共に学ぶことを目指すインクルーシブ教育の考え方は、特別支援教育の基本であると考えております。これらのことを踏まえまして、子供たちの就学や進級に際しましては、児童生徒及びその保護者の思いを尊重しつつ、子供一人一人の自立と社会参加を見据えて、その時点での実態に応じた適切な学びの場を提供することが大切であると認識しております。

教育委員会としましては、今後ともインクルーシブ教育システムの理念を踏まえつつ、特別支援教育の充実に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

平成27年7月に文部科学省が公表した不登校に関する調査研究協力会議における不登校児童生徒への支援に関する最終報告によると、不登校の定義は学校を連続または断続して年間30日以上欠席し、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因背景により、児童生徒が登校しない。あるいはしたくてもできない状況と定義しております。このような児童生徒に対し、文部科学省は平成29年3月31日に公表された義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保などに関する基本指針で、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保などに関する事項を設け、多様で適切な教育機会の確保として、教育委員会、学校と民間の団体の連携等による支援を掲げていました。一般的には不登校の児童がフリースクールなどの民間の団体に通う場合があり、その場合は、学籍が元の小学校に残ることになると思います。

このように在籍していないと義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律に基づき、学校から教科書が受け取れないということがあるようです。

不登校児童生徒には大きく二つ類型があると言われます。一つは、入学後にしばらく通学をした後、不登校になる場合、二つ目は一度も学校に登校できず不登校になる場合

です。二つ目の一度も学校に登校できず不登校になる場合という案件に関しては、私のほうでは耳にしておりませんので、今のところそういった事例はないと考えているんですけども、その両方で自宅学習を選択する場合と、フリースクールに通う場合の選択肢があると思います。

また、その二つの類型で、家族、両親とか家庭や、本人が復学を希望する場合と復学を願わない場合もあります。今、様々な考え方、勉強にしても、生き方にもある中で、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指せるように、個々の状況に応じて様々な関係機関と連携し、多様な学びの選択肢を提供、支援していくことが重要になってくるのではないかなと思っています。

そこにはそのことに理解を示し、連携して共に子供たちの成長を見守っていただける教育機関の考えが大きく影響すると思います。そこで、多様な学びの場としてのフリースクールについて、本町ではどのように考えているか、お尋ねします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えします。

令和3年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査において、小中学校における不登校児童生徒が過去最高の約24万5,000人になったことを受け、文部科学省は、本年3月に、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」を取りまとめました。この「COCOLOプラン」の中では、児童生徒が不登校になった場合でも、学びたいと思った際に、多様な学びにつなげられるよう、不登校児童生徒の個々のニーズに応じた受け皿を整備することが重要であるとされています。何らかの理由から学校に行くことができない。行きたくても行けないなどという児童生徒が学校の代わりに過ごす場所であるフリースクールは、その受け皿の一つであることは承知しております。フリースクールは、個人経営やNPO法人等が運営する民間の教育機関であり、方針や教育理念の違いによって、形態やかかる費用も一応ではないようでございます。

また、子供の居場所として機能することを目的とする、もともと通っていた学校へ戻ることを希望する子供を対象とする、個々の状況に応じた学習支援をするなど、多様なタイプがあるようでございます。フリースクールに登校することが学校復帰に直結しない場合もありますが、自宅以外の場所で家族以外の人とつながっていただける環境は社会との大事な接点になり、フリースクールを利用するのは一つの手段であると認識はしております。

教育委員会としましては、今後とも全ての児童生徒にとって学校、とりわけ所属する学級が安全で安心な場所となるよう、自分という存在が大事にされている、心の居場所になっている、学校が自分にとって大切な意味のある場になっていると実感できる学級

## 会 議 の 経 過

づくりができるよう学校を指導、支援してまいりたいと考えております。  
以上でございます。

議 長（田之畑）  
2番 小川議員。

2 番（小 川）  
次の質問です。  
フリースクールを利用する児童生徒への助成や支援等を今考えていらっしゃることはないかお尋ねします。

議 長（田之畑）  
教育長。

教育長（金 久）

お答えします。

全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図れるようにすること。個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすることは大切なことであると認識しております。

不登校児童生徒やその保護者に対する支援につきましては、本年3月に取りまとめられたCOCOLOプランの中でも、悩みを抱える児童生徒や保護者への適切な情報提供、不安を和らげるためのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の関係機関との連携など、重層的に支援することが大切であることが記されております。

平成28年に義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律が成立しました。不登校児童生徒の学びの場所として、教育支援センター、不登校特例校、NPO法人やフリースクール、そして夜間中学などがあります。フリースクールを利用する児童生徒への助成や支援につきましては、現時点では児童生徒に対する個別の経済的支援を行うことは考えていないところではございますが、今後、国や県、近隣市町の動向も踏まえた上で、検討の必要性を判断してまいりたいと考えております。

教育委員会としましては、今後とも教育の根幹とも言える魅力ある学校づくりを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
2番 小川議員。

2 番（小 川）  
次の質問に行きます。  
給食センターの建替えについて質問いたします。

## 会 議 の 経 過

現在の給食センターの現状と課題、今後の対策や取組について尋ねます。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えします。

議員お尋ねの件につきましては、先ほど瀬戸山議員の答弁と重複する部分もございますが、答弁いたします。

現在の学校給食センターは、平成12年に開設し、現在、幼稚園1園、小学校2校、中学校1校に学校給食を提供しております。本町の学校給食では、米飯、パンのいずれも業者に委託している状況であり、今後の学校給食の在り方や非常時の児童生徒等への学校給食の提供などを考えると、炊飯施設の設置は必要不可欠でございます。

また、現施設におきまして、本年6月の豪雨により、調理場に多量の雨漏りの発生、7月には浄化槽の故障など施設の大規模な改修が必要となりました。

さらに地盤が軟弱なために、建物の基礎部分の沈下や、至るところにクラックが見られるといった問題も生じているところでございます。

一方、平成21年4月に施行された学校給食衛生管理基準に合致しない内容として、例えば、アレルギー食対応調理室を設置することや、検収室は、食肉・魚介類と野菜類を分別すること。さらには調理場の温度は25℃以下、湿度80%以下を保つことなどがございます。

このような様々な状況を考慮しつつ、学校給食センターの長期的な利用も見据えた場合、新しい土地に改築することで、課題の解決につながるものと思料いたします。以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

今、説明をいただき、建替えの必要性が生じていることは重々に存じております。私も現場のほうを見に行かせていただき、今の御説明のとおり、様々なところで修繕が必要な場所があったりとかすることを目にしました。

では、建替えの必要性が生じていることとして質問します。

町では、建物の要件や設備要件等を含む学校給食センター整備計画案というものを作成されると思うんですけども、ここの中に現状の今説明いただいた整備の問題点、環境の問題点などの改善点が盛り込まれていくと考えます。

給食センターの建替えについては、学校教育にとってもとても重要な問題だと思いますし、非常に大きな事業であります。一度建て替えれば、また何十年という期間利用していくこととなります。言い換えれば、建ててしまったらその設備的な制約を何十年も

の間、基本的に受け続けられないといけなくなります。これから少子化のほうも進んでいき、さらにいろいろな環境、法律も変わってくるかもしれません。求められていくことが変わっていくかもしれない中で、給食の在り方について考えながら、この建設を進めていく必要があると思います。

将来を幅広く見据えた検討が必要だと考えているのですけれども、子供さんや保護者の声もちろん十分に取り入れ検討されていくことが大事だと思います。

そこで質問いたします。建替えについて、整備計画などの作成を行うか、また将来を見据えた十分な検討がされるのか、また町民の意見を十分に取り入れていくのか、尋ねます。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えします。

施設設備につきましては、令和3年3月に策定した東串良町学校施設等長寿命化計画に位置づけられた計画に基づいて整備を実施しております。

なお、今回の学校給食センターの改築のような緊急を要する整備につきましては、計画が前後をすることはございます。その場合、財政当局と協議しながら、優先事業を決めて実施しております。

学校給食センターの改築につきましては、先ほども答弁しましたように、その必要性が生じたため、町長、副町長、総務課長及び教育委員会事務局職員で検討会を重ね、これまで迅速に対応してきたところでございます。

検討会において、学校給食衛生管理基準に基づいて建設し、昨年度開所された瀬戸内町学校給食センターの視察研修の必要性も検討の上、先月17日に瀬戸内町を訪問し、施設設備等について研修を深めたところでございます。

今後は、本年8月に策定しました東串良町学校給食センター整備に関する方針に基づいて実施してまいりたいと考えております。

学校給食衛生管理基準では、学校給食を実施する教育委員会等は、自らの責任において、必要に応じて保健所の協力、助言及び援助を受けつつ、HACCP総会で採択された危害分析・重要管理点方式と、その適用に関するガイドラインに規定されたHACCPの考えに基づき、施設及び設備等の問題がある場合には、速やかに改善措置をを図ることを求めています。これらのことを踏まえつつ、学校施設という観点から、町長、議会議長、教育委員代表、内科医の校医等代表、学校長、PTA会長、PTA母親代表、学校給食担当職員で構成する学校給食共同調理場運営委員会において説明し、意見を聴取する予定にはしているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

2番 小川議員。

2 番 (小 川)

では、児童や保護者の声、町民の声も含めてですけれども、今後のその計画の審議、もしくは協議会に参加、含まれるということは、今の段階の計画ではないということでしょうか。

議 長 (田之畑)

教育長。

教育長 (金 久)

来年2月16日に開催される学校給食共同調理場運営委員会において、先ほども申しましたとおり、町長、議会議長、内科医の校医等代表、PTA会長、PTA母親代表等が出席するその会において意見は聴取してまいりたいとは考えております。

以上でございます。

議 長 (田之畑)

2番 小川議員。

2 番 (小 川)

PTA保護者代表ということで保護者の代表、保護者の声が反映されるということですが、やはり急を要する計画になるから難しいこともあるという答えかもしれませんが、子供たちは地産地消というような取組も今後必要になってこられますので、町民の声も協議会や審議会にメンバーのほうに入れていただけて進めていただきたいと感じますが、その点についてはいかがでしょうか。

議 長 (田之畑)

教育長。

教育長 (金 久)

先ほど述べましたとおり、学校給食衛生管理基準では、学校給食を実施する場合、教育委員会は、自らの責任においてとなっているところから、先ほど申しました学校給食共同調理場運営委員会等について、意見は聴取はしてまいりたいと思っているところです。

以上です。

議 長 (田之畑)

2番 小川議員。

2 番 (小 川)

では、現状を踏まえ、給食センターの運営に問題が生じた際の対応について質問をしたいと思います。

現在、様々なところに改修が必要であったりとか、雨漏りのほうも今応急処置のほうでされていて解決しているということでしたが、今後そのような問題が生じ、給食センターが運営を一時的にできないと、今度新しくつくるまで利用再開が不可能だといった場合、その際の対応というのはどのように検討されているのでしょうか。

また、現在給食センターがそのような状況になっているということに関して、保護者や園児、児童生徒に対して説明など行っているのでしょうか。

また影響、負担がないものが検討されているか尋ねます。

議 長 (田之畑)

教育長。

教育長 (金 久)

学校給食につきましては、児童生徒等に対して、安全で安心な学校給食を提供することが第一と考えております。

学校給食センターの施設面で問題が生じた場合には、これまでも応急的な補修に取り組み、学校給食の提供に努めてまいりました。しかし、現在の学校給食センターは地盤が軟弱なために、建物の基礎部分の沈下や、至るところにクラックが見られるといった問題が今後も生じる可能性は否めないこと、災害発生時において停電が予想されるため、災害発生後、電力の回復がなされるまでの間の給食提供を可能とするための非常用自家発電装置が設置されていないこと等々の学校給食の安定供給には課題があるものと考えております。そのためにも、早急に学校給食センターを改築することが施設面における課題解決につながるものと思料いたします。

学校給食につきましては、どのような場合でも、児童生徒等に安全で安心な給食を提供することは、大切なことであります。本町のように、米飯、パンを業者に委託している場合、例えばパンの納入がかなわなかった場合でも対応できるようにすることも大切でございます。これまでも学校給食の安定供給に向けて、関係者で協議を行ってきたところであり、今後もその都度関係者で協議を行ってまいりたいと考えております。

教育委員会としましては、今後とも、時には保健所の指導、助言を仰ぎつつ、また、県学校給食会と連携し、児童生徒等に負担のないよう、かつ安全で安心な学校給食が提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長 (田之畑)

2 番 小川議員。

2 番 (小 川)

## 会 議 の 経 過

給食センターの運営に問題が生じた際には、子供たちや保護者等々に負担のないような形で、再度検討していただけるということだったので、そのようにしていただきたいなどと思います。

次に、最後になります、子供へのイベント支援について質問いたします。

コロナによる制限も緩和され、これまで行えなかった子供支援を積極的に行えるようになってきたと思います。そこで、ふるさと応援基金を活用し、町で行われるイベントにおいて、子供を対象とした助成、支援等が行えないか尋ねます。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

ふるさと応援基金は、御承知のとおり、歳出予算の財源として活用しております。予算案を提出した際、ふるさと応援基金を財源とする場合におきましては、その旨、説明を行っていること承知しております。

したがいまして、議員のお尋ねの町のイベントという一例を挙げられ、それに関する歳出予算の財源に、ふるさと納税寄附金を充当するというを予算計上すらされていない段階におきまして答弁することは差し控えさせていただきたいと思います。

なぜなら、予算の調整権、提案権は、地方自治法の規定に基づきまして、自治体の長である私が有しているからでございます。ただし、子供たちのために、ふるさと応援基金を活用していただきたいという議員のお気持ちは理解できますので、議員の御意見として賜らせていただきます。

参考までに、令和5年の一般会計予算では、現在のところ、子供たちに関連する事業に対しまして、約4,600万円程度、ふるさと応援基金から充当し、有効活用させていただいておりますことを申し添えさせていただきます。

以上です。

議 長（田之畑）  
2番 小川議員。

2 番（小 川）

予算のほうが生計上されていないということで、現在のところは特に、回答がないということでした。

コロナ禍において、子供たちは本当に様々な制限を受けてきました。その中で、本町ではのど自慢大会が行われたり、キャンプ場の設立があったりしました。例えば予算が生計上されていなければ、そこに本町の子供たちを体験的に宿泊していただくとか、のど自慢という貴重なイベントに子供たちを優先的に参加させてあげるとか、今度行われるイベントに対しても、本町の子供たちを優先的に招待するなどのそういった方法もある

## 会 議 の 経 過

と思います。そういった考え方は難しいでしょうか。

議 長（田之畑）  
企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします

答弁につきましては、先ほど町長が述べたとおりなんですけれども、議員の子供たちに対するそのお気持ちは十分理解できるところでございます。実際、町といたしましては、11月3日と4日に、初めてですけれども大きなアウトサイドのイベントをやりま。そこで、これは内部の話し合いではございましたけれども、県外からも多くの企業、事業者が来られます。その中で町民の皆様の特権として、何か商品券なるものを配って、いろいろ使うことができたらいいよねというような、そういった話が出ました。ところが県外の事業者も来られるわけですから、換金の問題とか、いろんな問題が出てくる可能性がございますので、そこは今後、町といたしましても、まずはイベントを成功させるということに全エネルギーを集中したいと思っておりますので、そしてまた、来年度に向けて、いろんなことをまた町としても考えていき、予算として提案して、また議員の皆様方の御理解もいただければなというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
2番 小川議員。

2 番（小 川）

今説明いただいたイベントに対してなんですけれども、このイベントに関しては、町の予算は使われていないでしょうか。

議 長（田之畑）  
企画課長。

企画課長（中 島）

11月3日・4日のイベントにつきましては、当然委託をしておりますので、今回補正予算で上げてる内容を盛り込みまして、予算は当然組んでおります。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
2番 小川議員。

2 番（小 川）

## 会 議 の 経 過

今おっしゃったように、イベントの成功を第一にということでしたが、もちろんイベントの成功はとても大切だと思います。事故などが起こってしまえば、せっかくのイベントも台なしになってしまうと思います。ただ、町の財源を使うのであれば、やはり町民に対する優先的な優待とか、そういった企画、計画の段階で考えておくべきだったのではないかと思うんですけれども、今からそういったものはもう考えられないでしょうか。

議 長（田之畑）  
企画課長。

企画課長（中 島）

1 1月3日・4日が開催日でございます。それらに関する予算は、今回補正予算で計上したもので、もし可決いただければ、もうそれが全てでございます。当初で計画しておかないといけなかったんじゃないかということでもありますけれども、いろいろと町としても財源的な問題もあります。家計への支援ということで、プレミアム商品券とか、えがお給付金とか、いろいろ町としましては、事業を行っております、そこで出た余力というのはなかなか難しいでしょうけれども、町としては一応可能な範囲内でやっておりますので、町民の子供たちが使える支援というのは、また次に町として検討していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
2番 小川議員。

2 番（小 川）

こども家庭庁ができて、こどもまんなか宣言をされる自治体があります。本町もそのようなイベントを成功してから考えるとなると、今年度中は難しいのかなというような推測ができるんですけれども、やはり子供を真ん中に考えて、今後これまで行えなかった子供をメインとした支援を積極的に行っていただきたいと思います。そのことに対しては検討していただくという認識でよろしかったでしょうか。

議 長（田之畑）  
企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

通告では、イベントにおいて子供を対象とした助成、支援等に行えないか尋ねるということでございますので、町としても、先ほど町長が申しあげました予算の調整権、提案権に基づきまして、当然に検討しなければいけないことではないかなというふうに思

## 会 議 の 経 過

っておりますので、そこは町長と話をした上で、町として決定していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

終わりますか。はい。

どうですか。小川議員の質問が終わりましたけれども、西園議員よろしいですか。

予定が昼から一番なんですなんですけれども、いいですか。それでは、上園議員の質問は午後からということにさせていただいて、いいですね。

それでは、ここで暫時休憩します。

休 憩 午前 11 時 5 2 分  
— ◆ —  
再 開 午後 1 時 0 0 分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

8 番 上園ミキ議員の発言を許します。

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

こんにちは。ただいまから、少子高齢化対策及び子育て支援対策についてと、公共施設のトイレの整備、2問の質問事項につきまして、お尋ねいたします。

初めに、少子高齢化対策及び子育て支援対策について、町長はどのような考えを持っていらっしゃるか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

少子高齢化問題については、日本全体で起きている深刻な社会問題ですが、まずは、少子化の改善が必要であると認識しております。その上で、本町が取り組みます子育て支援の側面からお答えします。

本町は、誰もが安心して子供を産み、育てられる環境の実現に向け、保育サービスの充実など、東串良町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育てしやすい環境づくりを推進しております。

支援施策といたしましては、児童手当などを初めとした家庭、個人への直接給付、妊

## 会 議 の 経 過

娠、出産支援、母子保健、地域の子育て支援が挙げられますが、令和5年度から出産育児一時金については42万円から50万円に引き上げられたことや、令和5年12月から国民健康保険加入者の産前・産後の期間の保険料免除措置の実施を新たに予定しております。

なお、本町の独自支援といたしましては、出生祝金の支給を行う赤ちゃんすこやか支援事業や子育てに必要なおむつを購入する費用の一部助成を行う赤ちゃん子育て世帯応援事業、子ども医療費助成については、18歳までを助成しております。そのほか、保育所利用料における第2子半額助成、第3子無料化や課税世帯における副食費免除等を実施中でございます。

次に、高齢者支援といたしましては、高齢者へ敬意を表し、長寿をお祝いする敬老年金給付事業、経済的負担の軽減を図る紙おむつ給付事業、在宅で一人暮らしの方などへの食生活の改善を通じた健康の保持・増進等を図る高齢者訪問給食事業などの事業を実施することにより、高齢者の福祉の増進を図っております。

また、各種健診事業や、ころばん体操、栄養教室など高齢者の健康寿命の延伸に寄与すべく、保健事業と介護予防の一体的実施事業などを実施しているところでございます。

今後につきましても、国の動向を注視しながら、より効果的な少子高齢化対策及び子育て支援となるよう引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

ただいま町長の考え方を伺いましたが、新たに支給される事業が予定されているということでもありました。他の町とあまり変わらない内容かなという印象を受けましたけれども、本町独自の事業もあります。しかし、少子高齢化が進む中で、これだけ支援しているから、これでいいということではないだろうというふうに考えております。まだまだ支援できることがある。それは何かというと、総務民生委員長の報告にもありましたが、我々は岡山県奈義町に調査に行つてまいりました。委員長の報告のとおりでありますけれども、一つだけ付け加えさせていただくならば、少子高齢化問題は、お金だけで解決できるものではないというふうに思っております。少子高齢化を解決するためには、まずは環境を整えてやる、そのことも大事なことではないか。一步踏み出すためには、そのようなところも、やっぱり整備していく必要もあるのかなというふうに思っております。高齢者と子育て中のお母さん、またはお父さんが集える場所、そんなところは本町にも必要ではないか。

今、町が複合施設建設に向けて、動き始めました。その建設に向けての検討委員会も設けられたということでもあります。いつでも誰でも集える場所のスペースを設けてほしい。奈義町に調査に行つてみて、そういうところを感じた次第でありますので、このことを町長の諮問機関である検討委員会に投げかけて検討してほしいというふうに思っ

いますが、町長の考え方を伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

去る8月10日に第1回目となる複合施設建設検討委員会を開催いたしまして、その中で、複合施設建設の基本構想及び基本計画に関する事、その他複合施設建設に必要な事項に関して町より検討委員会に対しましても諮問を行っております。その中で、諮問理由といたしまして、少子高齢化の本格的な到来や、ライフスタイルの多様化により、行政サービスに対する町民のニーズも複雑化、多様化していること、人口減少時代に入り、公共サービスの水準の維持向上を目指すことが求められていること、利用者の使い勝手の向上につながる可能性が高いものになると期待されていることとございます。そういうこと等が盛り込まれております。当然に議員が申されました複合施設の一角に、子育て中の親子が集えるスペースを設けてほしいという思いも必ずや基本構想、基本計画に反映されるものであると考えております。また、そうあらねばならないと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

高齢者の皆さんを巻き込んで、町ぐるみで子育て中のお父さん、お母さん方を支援する。この仕組みづくりが大事であるというふうに思っております。私どもの子供たちは、隣近所の高齢者の皆さんに育ててもらったようなものです。子供を置いて仕事に行き、帰ってみると、いつも誰かの背中で眠っていた、このような光景は日常的でありました。だから、子育てのいろはは、隣近所の高齢者の皆さんに教わった。子育て中とはいえ、孤独を感じたこともありません。心も満たされておりました。お勤めをされている女性の皆さん方が子供を産んだときには、今は育児休暇なるものが取れるというふうになっておりますが、育児休暇、休暇と聞きますと、何か休めるものであるというふうな、周りの皆さん方の反応があるようですが、決して子育てはそういうものではない。自分が休むために育児休暇というのはあるのじゃないというふうに私は思っております。子育てをするということは、大変なお母さん方の苦勞、お父さん方の苦勞、お互いが協力し合っていないと育たないものだというふうに思うところであります。

いわば、自分たちはそのようにして、高齢者の皆さん方の協力をいただいて、場所がなかったけれども、泣いていれば隣近所の人があそこの子供が泣いてるが、なんごじゃろかい、というふうに来ていただいて、子供の面倒を見てもらっていた、そんな記憶も

ありますので、どうか今のような状況を打開するためには、高齢者を巻き込んだそういうスペースづくりをして、みんながいつでも誰でも集える場所、開放的な場所をつかってほしいというふうに私は思っております。奈義町のように、高齢者も一緒になって支援していける仕組みづくり、場所づくりをしてほしい。また、私たちは、すぐに結果を求めますが、奈義町にしても、試行錯誤を繰り返しながら結果が出たのは20年後、今ようやくマスコミが取り上げてくれて、いわば研修先として選ばれておる。そしてたくさんの方が奈義町にお勉強に来られるというような話もされました。ですので、結果がすぐ出るものではない、こういうものについては、結果をというふうにして求めるものではなくて、やっぱり長い期間をかけてつくり上げていくものだというふうに思っております。こういう環境で育った子供たちは、必ず自分たちが大人になり、子供を育てる時代になったときには、我が町のことを思い出してくれるものと私は信じております。

それでは、2問目の質問事項についてお尋ねいたしますが、体育館敷地周辺に体育館利用者が気兼ねなくいつでも自由に利用できるトイレの設置はできないかというところをお尋ねするわけなんです。このことは、住民から強い要望がありました。といいますのも、この方がグラウンドゴルフの早朝練習に多目的広場に行った折、まだ広場の鍵も開けないうちに1台のバスがついた。大勢の子供たちが一斉に体育館の入り口のほうに走っていった。まだ開いていないと叫ぶ声が聞こえ、何事だろうかと振り返って見たら、トイレに行きたい子供たちがもじもじしながら開くのを待っていた。様子を見て、すぐに多目的広場の鍵を開け、トイレを利用させた。ほっとした様子で、子供たちが帰っていくのを見て、自分でも何かうれしくなったというような話をされました。そして、その中で大勢の人が本町に大会に訪れるときだけでもいいから、体育館の職員に、せめて開けてくれないかという相談をしたら、今は無理だというような話もあったみたいです。だから、いつでも誰でも利用できるトイレの設置を希望されたわけなんです。本町での大会が多い運動公園、多目的広場、利用者等にも気兼ねなく使えるトイレの設置ができないか、まずは町長の答弁を求めます。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

現在、体育館周辺で通常利用できるトイレは、体育館内のトイレと町民運動場内に2か所、それと多目的広場に1か所ございます。しかし、体育館内トイレと多目的広場のトイレは、防犯上、開館時間以外は施錠されるため、24時間利用できる状況ではございません。

また、町民運動場内のトイレについても、運動場入り口から離れた場所にあるため、利用しづらい状況でございます。町といたしましても、総合体育館、町民運動場周辺のトイレの必要性を感じているところでございます。

したがって、町では、体育館や運動場の利用者が使いやすいトイレの設置場所の

選定を含め、現在検討しているところでございます。

議 長（田之畑）  
8番 上園議員。

8 番（上 園）

本町を訪れた人たちに、トイレ一つで優しいまちという印象を与え、笑顔で帰ってもらおう。このことも大事なことだというふうに私は思っております。そして、まさしく住民の声ですので、私のほうから伝えさせていただきました。

次に、応急的な対応として、今ある体育館周辺のトイレをいつでも誰でも24時間できるように、新しいトイレができるまでの間でもいいですので、そういうことはできないのか、いろいろ話し合ってみていただくことはできないかということをお尋ねいたしますが、どうでしょうか。難しい部分もあると思いますけど。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今のところ現在、さっきもお答えしましたが、体育館周辺では通常利用できるトイレは、体育館内のトイレ、そして町民運動場内の2か所、多目的広場に1か所ございますが、総合体育館内のトイレにつきましては、今さっきも言いましたが、申し訳ないんですが、保安管理上、閉館中は施錠されるため、開館時間内の利用はできません。

また、多目的広場のトイレにつきましても、使用時間以外は施錠されるため、24時間の利用は難しいところです。

したがって、現在のところ、なかなか24時間利用できるトイレは今のところ町民運動場内にある2か所のトイレのみとなります。

駐車場のは今整備中でございますので、あそこのところに設置しようという考えは今のところ持っていますので、時間はちょっとかかりますけれども、そこはちょっとそういう感じで御理解いただければありがたいなと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）  
8番 上園議員。

8 番（上 園）

私の答弁に対して、町長もつくる計画があるというふうなお答えをいただきましたけれども、できましたら、やっぱり早急な対応をしていただきたい。やっぱり住民の皆さん方の声というのを大事にしていきたいというふうに思っております。

## 会 議 の 経 過

最後になりますが、公共施設のトイレの利用制限はないか尋ねます。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今現在、企画課が管理している公共施設のトイレにつきましては、コミュニティ広場や柏原海岸近くの公共用トイレ、通常備蓄トイレと言いますけれども、時間などの利用制限はございません。また、マルマリンやにこにこ館、農村環境改善センターのトイレにつきましては、施設内にあるため、閉館と同時に利用はできないという状況でございます。

社会教育課施設の制限につきましては、総合センター並びに総合体育館ともに閉館時は、防犯上、施錠されるため、開館時間以外のトイレは使用できません。

先ほど申し上げました町民運動場の二つのトイレと、唐仁にある郷土研修館のトイレにつきましては、利用制限はございません。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

防犯上、利用できないところもあるということでした。大きな施設では2か所ですよ、総合センターの裏のほうですよ。あそこと柏原のトイレ、あそこは自由に使えるというふうに私も認識しております。たかがトイレ、されどトイレ、住民から問題提起された、このようなトイレではありますけれども、やっぱりトイレ一つにとっても大事な施設ではないかというふうに思いますので、今後、前向きに取り組んでいただきたいというふうに思っております。

これにて、私の一般質問を終わらせていただきます。

議 長（田之畑）

次に、6番 西園貞美議員の発言を許します。

6番 西園議員。

6 番（西 園）

通告に従い、質問いたします。

町長の簡単明瞭な答弁に期待したいと思います。

物産館の運営についてですけれども、物産館がオープンして何年になるか尋ねたいと思います。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
お答えします。  
平成16年4月の開業ですので、本年4月をもって丸19年が経過しております。  
以上です。

議 長（田之畑）  
6番 西園議員。

6 番（西 園）  
19年がたっているということでございますけれども、物産館に指定管理者委託料という名目で、毎年190万円支払われておりますけれども、19年で3,610万円、今まで支払われておりますね。物産館が運営が順調なら、これは要らない委託料ですよ。町長どう思いますか、この金額に対して。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
議員おっしゃるとおり、私も頭をちょっと悩ませておりまして、毎回行くたびに閑古鳥が鳴いているような状況で、目の前の通りがAコープとかミネサキがいっぱいあるんですけども、なかなかあそこは車で回ることはないというか、危惧しておりまして、物産館は開業以来、一貫して東串良町物産館出荷協議会に運営をお願いしておりました。コロナ禍以前は年間1億円に迫る売上を記録した時期もございました。地域経済の活性化と、地域住民の生きがいつくりにより一定の役割を果たしてきたものと考えております。しかし、近年は会員数の減少や競合店の出店、コロナ禍による客数の減少など社会環境の変化によりまして、客数、売上げ共に減少傾向に歯止めがかからない状況でございます。  
また、出荷協議会の収支の悪化に伴い、館長を雇用できない状態となっており、経営が悪循環に陥っていると認識しております。  
以上です。

議 長（田之畑）  
6番 西園議員。

6 番（西 園）

## 会 議 の 経 過

今の大変な金額ですけども、物産館では、現状どのように考えているかということでございますけれども、このままでは、ちょっといかんような気がいたしております。例えば、冬場には、温かいものを売るとか、夏場には冷たいものを売るとか、そういう何か客を寄せる努力をしたらどうかと思うんですけども、定期的に、普通の店でいえば販促会議、販売対策会議というのがあるんですけども、物産館の場合はどうでしょうか。そういう会議は定期的に、例えば月1回とか、2か月に一遍とか、そういう形で、何か会議をやっているのでしょうか。

議 長（田之畑）

農林水産課長。

農林水産課長（瀬戸山）

お答えいたします。

物産館の役員会で月1回定例会を開催させていただきまして、そこに本町担当職員、私もたまに出席はさせていただきますが、その中で協議をさせていただいております。毎月の売上げにつきましては、町に報告義務がございますので、収支については、報告をいただいているところでございます。現在、8月におきましても、今会長のほうとも活気を出すための取組という形で協議をさせていただきまして、人づくりでありますとか、館長不在でございますので、そこを専任の館長を置く必要があるんじゃないかなろうかとか、あと役員会はいらっしゃいますが、若手で構成するプロジェクトチームをつくって活性化を図る企画立案を出したらいいんじゃないかなろうかとか、あと売り尽くしセールでありますとか、野菜の定時・定量・定質を図ること、また学校給食材、食材提供の拡充とか、いろんな議題につきまして協議をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

6番 西園議員。

6 番（西 園）

物産館では、利用者が生産者で、品物が売れないから、今農協がつくっているどっ菜市场というのがありますよね、上小原のあそこに。あそこに持っていくんだという話があるんですよ。こっちには持って行かんとやち言えば、ここは売れんからという話がございます。逆に、農家からすれば、物産館に持って行くよりは、向こうのほうが売れるからそっちを利用するんだということで、生産者としても場所は遠いし、こっち、物産館が売れば、物産館のほうが利用されると思うんですよ。何かそういう面でもやはり地元で売れる対策を、今課長の話でありましたが、月1回そういう定例会も実施しているという話でございましたけれども、もうちょっと中身を充実して、なぜ客が少ないのか、なぜ売れないのか、そこら辺りをもう1回検討していただいて、出荷協議会と協議をしようと思うんですけども、協議をしていただいて、もっと活気のある物産館に

## 会 議 の 経 過

していただきたいと思うところでございます。

今後、物産館の運用をどのようにするかという考えを伺うんですけれども、町長、どうでしょうか、今後どうしたらいいと思っていच्छやいますか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今後の考え方ですが、先ほど申し上げましたような懸案事項の解決や今後の物産館への誘客促進を考えますと、一応来年3月に期限を迎える指定管理者については、まずは、公募により民間事業者から事業提案をいただき、多くの選択肢の中から候補者の選定を行うことが必要であると考えております。今その準備を現在進めておりまして、物産館の再興には出荷者や、店舗運営関係者の意識向上だけでなく、現状の問題点を正確に認識し、それを改善するための的確な解決策を示し、実行できる事業者が求められます。出荷協議会も含め、そのような事業者を候補者として選定するために、ただいま準備を進めているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

6番 西園議員。

6 番（西 園）

頑張っていたきたいと思うんですけれども、先般、7月9日の南日本新聞に、伊佐市でシルバー人材センターが直売所で頑張っているという記事がございました。今度我々も3月末で、いざ契約が満了するんであれば、我が町もシルバー人材センターに委託したらどうかと思うんですよね。シルバー人材センターの方はやる気満々ですよ。やはり目鼻先を変えて、さっきも申し上げましたとおり、客を寄せる。それが一番だと思うんですね。客が来ないことには売れないし、またその客を寄せる対策を十分に取っていただきたいと。町長、どうでしょう、シルバー人材センターに委託する気持ちはございませんか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今、議員おっしゃる、それを私も目を通しておりまして、このシルバー人材センターを含めて、そして公募して、プレゼンをやっていただきまして、やる気を出さすというか、そういう形で進めていきますので、どうか御期待いただければありがたいなと思っております。

## 会 議 の 経 過

以上です。

議 長（田之畑）

6番 西園議員。

6 番（西 園）

町内の生産者のためにもぜひとも頑張ってください、あそこを通るたびに空じゃいけません。増築もしましたから、あそこを見ても何も入っていません。ですからなるだけ客を寄せるようなAコープとかミネサキが心配するくらい頑張ってくださいと思います。これで一般質問を終わります。

議 長（田之畑）

それでは、次に1番 上池勝彦議員の発言を許します。

1番 上池議員。

1 番（上 池）

それでは、通告に基づきまして質問をさせていただきますと思います。

まず初めに、子牛平均価格についてお尋ねします。

現在の子牛価格は、数年前とは比較にならないほど安くなっております。令和元年8月から今年8月までの子牛平均価格の下落傾向はすさまじいものがあります。価格の下落幅とその要因をお尋ねします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

子牛平均価格でございますが、平成30年度以前は郡平均で70万円台と高い相場でした。令和元年度から令和3年度までの3年間については、郡平均60万円台と相場は下がりましたが、何とか繁殖農家の経営を圧迫しない価格を維持していたと思っております。ところが昨年、令和4年度は郡平均が55万489円と、今年、令和5年度においては、8月競り市までのところ郡平均が48万8,000円と議員が言われますとおり、値下げ幅が大きく、非常に厳しい状況となっているところでございます。要因といたしましては、令和元年に発生いたしました世界的な新型コロナウイルス感染症拡大によるインバウンドを主体とした産業の衰退などが牛肉消費に大きな影響を与えたこと、さらには昨年2月、ロシアがウクライナに軍事侵攻を開始したことで、物流の混乱が発生したことに加え、円安による燃油や肥料、飼料等、生産資材の高騰などによって、購買者でございます肥育農家の経営を圧迫したことが要因ではないかと見ているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 上池議員。

1 番（上 池）

価格の下落の幅と考えられるその要因につきましては、一応確認しました。今後また畜産農家が元気になるような施策もよろしく願いいたします。

次に、畜産農家の方からもこんなに子牛価格が安い状況が続けばやっていけないという多くの声を聞きます。子牛価格の低迷の長期化は、本町の畜産農家の経営に大きな悪影響を及ぼし、廃業が加速することが懸念されます。それらのことについて、町長の所見と対策を尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

農業者の高齢化、また後継者不足については、全国的な問題であると認識しております。本町の畜産関係においても、肉用牛農家数は現在105戸であります。そのうち70歳以上が60戸、約57%を占めております。その中でも後継者がいない農家が7割以上となっており、後継者不足に加えて、今後、生産資材等の高騰、子牛価格の低迷が長く続けば、農家数減少にさらに拍車がかかることも危惧するところでございます。

一方、繁殖雌牛の飼養頭数を見ますと、60歳以下の若手及び後継者のいる一定の規模の農家については、法人化を図るなど、経営の合理化もあって、10年前の約2,160頭に対し、令和4年度については、約2,500頭と増加しておりますので、今後飼養頭数を維持していくことが重要だと考えております。

農業のまち東串良を守るためには、経営安定を図ることが最重要課題だと認識しており、これまでも本町の支援につきましては、町民の皆様にも公平公正に支援が行き届きますように年次的にえがお支援給付金、また、プレミアム商品券などの事業を展開してまいりました。

さらには、個別に様々な業種への支援もしておりますが、農業分野においても経営の一助になればということで、昨年、一次産業資材等支援事業にも努めたところでございます。他方では、国支援事業においても、本年度、飼料の高騰に対し、4月からは6月期に配合飼料価格安定基金といたしまして、トン当たり7,050円、本町では、農協取引分だけで1,165万2,000円の補填がありました。

また、和子牛生産者臨時経営支援事業といたしまして、令和5年1月から12月に販売される子牛を対象に、子牛の販売平均価格は、発動基準60万円を下回った場合に、販売頭数に応じて支援金が支給されます。4月から6月期は1頭当たり1万5,000

## 会 議 の 経 過

円、これまで本町では383頭で574万5,000円の補填があったと聞いております。

今後も町といたしましても、畜産を取り巻く問題、課題については、危機意識を持って町和牛振興会を初め、管内の市町やJA等とも連携を図りながら取り組んでまいり所存でございます。

以上です。

議 長（田之畑）

1番 上池議員。

1 番（上 池）

今後もさらなる支援をよろしく願いいたします。

次に、子牛価格が低迷しているが、配合飼料や肥料などの価格まで上昇している状況であります。参考までに、昨年当初から現在までの飼料や肥料などの価格上昇は、どのようになるか、お尋ねします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

初めに、飼料価格につきましては、昨年1月から今年8月までの間で、トン当たり1万3,650円の値上げであります。子牛が生まれてから競り市に出荷するまでの9か月間にかかる飼料費の価格上昇幅を算出したところ、1頭当たり約1万2,000円の値上げでございました。

次に、肥料価格につきましては、昨年1月から今年7月までの間で、基準となる高度化成で1袋当たり1,156円の値上げであります。JA全農の発表では、令和5年度秋肥、10月につきましては前期比で28%の値下げになるようでございます。ただ、高騰前に比べれば、依然として高値の水準であります。原料の国際相場の行き先も不透明なことから、今後は国内の肥料資源の活用や、適正量の施肥といった取組が重要ということでございます。

それと情報提供を2点ほどさせていただきますが、まずは国の肥料価格高騰対策事業につきましては、町堆肥センターの堆肥支援分も含めて、本町農家の申請分といたしましては、昨年の秋肥、今年の春肥、合わせまして695件、支援額が約3,500万円になると聞いています。

また、国から新たに、化学肥料の2割低減に向けた取組の定着に向けた地域の取組を支援する追加対策が示されたことから、事業主体を町農業再生協議会と定め、現在準備を進めているところでございます。

農家の皆様には、今年11月頃をめどに、制度の御案内と申請受付を開始させていただく予定となっております。

## 会 議 の 経 過

それともう1点が大隅半島4市5町の首長、議長で構成する大隅総合開発期成会の中央要望でございます。去る8月22日、本町から田之畑議長と私が参加いたしまして、大隅地域の振興に係る要望書を農林水産省に提出いたしました。肥料及び燃油等農業生産資材の価格高騰に対する支援の継続及び必要な予算確保についても要望させていただきましたことを御報告申し上げます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 上池議員。

1 番（上 池）

今、いろんな支援に対して伺いまして、一応確認できたことといたします。

次に、子牛の売上額が減り、飼料や肥料の価格上昇で、経費率が上がるなど厳しい状況の中、10月からスタートするインボイス制度への畜産小規模経営免税事業者の加入状況はどのような状況か、お尋ねします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

インボイス制度の加入状況でございますが、8月30日時点では、本町肉用牛農家数105戸のうち15戸の生産者の方がJAに申請されており、割合といたしましては、約14%となっております。そのうち飼養頭数20頭以下の農家数は15戸のうち4戸で、飼養頭数10頭以下になりますと、15戸のうち1戸という状況でございます。

なお、肝属全体の割合でございますが、市場に確認しましたところ、約20%の加入状況ということでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 上池議員。

1 番（上 池）

今のところ加入率は、低いと分かりました。高齢者や小規模経営者の畜産農家の声としましては、いつの間にかこんな制度が決まったのか、あるいはインボイスという名称が分かりにくいという多くの声を聞きます。そもそも1,000万円以下は免税事業者なのに、なぜインボイス登録申請が必要なのかという思いを多くの方が持っておられるような感じがしております。強制ではないにしても、競り市の名簿にインボイス事業者かどうかが表示されるようになり、免税事業者の牛が安く買われることが十分に懸念さ

れることだと思えます。インボイス制度が決まった数年前とは、社会情勢も大きく変わっており、このインボイス制度は、中止または延期できればという思いがありますが、多くの小規模畜産農家の思いを届ける場があれば、ぜひとも強く要望いたしたいと思えます。

それでは、次に、畜産に関する最後の質問であります。

とても厳しい状況が続いている畜産業界であります。昨年の和牛能力共進会鹿児島大会では、本町からも出品があり、日本一に大きく貢献されたことは、本町の誇りでもあります。町長のモットーである若者にロマンをとありますが、本町でも若い和牛畜産経営の方が頑張っておられます。高齢の方でも小規模ながら励んでおられる方もいらっしゃいます。町から畜産農家の火を絶やさないためにも、今後の畜産業に対する町長の思いを尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

それではお答えします。

畜産業に対する私の思いを述べさせていただきます。近年、コロナ禍やウクライナ情勢、円安、原油高などの外的要因も背景に、配合飼料など生産コストが急激に上昇し、加えて子牛価格相場も思わしくなく、本町の肉用牛農家の皆様におかれましては、大変な苦境に立たされていることを認識しております。過去、平成20年度から平成24年度までの5年間は、口蹄疫、またリーマンショック等もあって、肝属家畜市場においても子牛価格相場が30万円台と大変厳しい時代でもありました。平成25年度から上昇傾向に推移し、平成28年度には70万円台となり、ようやく経営も安定し、牛飼いをやってよかったと思えるような水準まで達していただけに現在の状況は残念でなりません。しかしながら、そう言ってばかりいられないと思っております。私も長年畜産業をなりわいとしてきましたが、経験上、苦難を乗り越えれば、いつかきっと良き日は必ず来ると確信しておりますので、今が踏ん張りどきではないかと思っております。

現在、新型コロナも2類から5類と格下げとなり制限も緩和されました。また8月10日には、中国から日本への団体旅行も解禁となっております。牛肉に対するインバウンド需要が影響しているかは分かりませんが、先月8月競りにおきましては、去勢約4万円、雌約2万5,000円の値上げで、下げ止まりにストップがかかり、久しぶりに喜ばしい結果でございました。

例年では、年末に向けて子牛価格相場が上昇傾向となっておりますので、今月の9月競り市においても値上げになりますことを心から願いますとともに、今後の子牛価格相場を見守っていきたいと考えております。

それと5年に1回の開催で、牛のオリンピックと言われております全国和牛能力共進会でございますが、これまで本町は、全国大会に12回中、通算で7回出品しております。昨年の第12回鹿児島大会においても、きもつき牛、東串良牛の名声を全国に高め

ることで本町繁殖農家の子牛販売にも有利になりますし、ひいては地域経済の活性化にもつながるといふ期待を込めて、町内から11頭挑戦していただきました。畜産王国でもあります鹿児島県予選会を勝ち抜くのは至難の技ではございますが、何とか1頭出品を決めていただき、御承知のとおり、農林水産大臣賞を受賞し、日本一に貢献していただきました。郡・県の予算会を通じて全共への道のりは険しさを痛感いたしました。その中で若い後継者の方々が農協、役場の技術員とともに数か月間、長きにわたり、朝夕飼養管理、調教などに一生懸命取り組んでいる姿に強く感銘を受けましたし、改めて先人たちの血と汗の結晶によって、畜産のまち東串良が築かれた、その歴史と伝統に誇らしさを覚えた次第でございます。

ちなみに先週ですが、9月8日に開催されました肝属秋季畜産共進会においても、本町から9頭出品し、若雌2区で稲隈哲夫さんの牛が最優秀賞首席でグランドチャンピオン賞に輝いたところでございます。来る9月30日に、県畜産共進会においても上位入賞を目指して頑張っていたいただきたいと思いますと思っております。

本町といたしましては、若い畜産経営者が夢と希望を持って安定した畜産経営ができますように、国や県の畜産クラスター事業、降灰事業を初め、町事業である農林漁業振興支援補助金、肉用繁殖雌牛とう汰更新事業、肉用牛パドック牛舎設置事業や、優良雌牛促進貸付事業の各種事業を有効に御活用いただきまして、経営基盤強化を図っていただきたいと思いますと思っております。

それと、畜産は生き物相手ということで、365日飼養管理がある中、休める畜産についても推進しております。昨年に肉用牛定休型ヘルパー組合が発足され、活動を展開していただいておりますが、その後方支援にも努めてまいります。また、将来日本は人口減少で、国内消費にも限りがある中、国・県は海外への輸出促進について力を入れておりますので、各関係機関で構成する本町の技連会においても野菜、牛肉などの販売戦略、輸出拡大に向けた調査・研究にも取り組むよう担当課に指示しているところでございます。

今後においても、畜産振興については、町和牛振興会とも連携を密に図りながら対策を講じてまいります。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 上池議員。

1 番（上 池）

町長の本町畜産業に対する思いを確認いたしました。今後とも引き続き、畜産振興に御尽力いただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

豊栄商店街の活性化対策についてであります。

私が幼い頃の豊栄商店街は活気があった記憶があります。豊栄商店街には、昭和風の町並みという魅力があると思います。昭和から平成、令和となった今だからこそ、昭和

の町並みを生かした商店街の活性化を図る時期ではないかと思っているところであります。そこで、商店街の空き家や空き店舗等を活用した事業を展開しようとする方への支援助成制度を早急に整備し、商店街の活性化を図るべきと思いますが、町長の見解を尋ねます。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議員お尋ねの支援助成に関する補助金につきましては、以前、検討を始めようとしていた経緯がございます。商店街の空き家や空き店舗を購入、または借用して事業を展開する場合の補助金の検討に入ろうとした矢先に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために行動が制限されたことなどから経済的な支援など様々な対応に追われておりました。現在まで検討を中断しておりました。今後は、先進事例も参考にしながら前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 上池議員。

1 番（上 池）

ただいま前向きに検討するという答弁をいただきました。豊栄商店街のさらなる活性化のために御尽力いただきたいと思います。

次に、最後の質問であります。豊栄商店街の活性化を図るためには、制度に加えまして、人材の確保が不可欠ではないかと思っております。スピード感を持って豊栄商店街を活性化させるためには、専門的な人材の確保が早道ではないかと考えますが、町長の見解を尋ねます。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

現在、豊栄商店街では、飲食店など数件ありまして、食事をする店舗があることは、商店街の強みであると思っております。一方、後継者不足等で空き家となっている店舗も最近目立つようになってきておりますので、商店街の活性化対策は、とても重要であるという思いは私も同じであります。

議員お尋ねの専門的な人材の確保であります。どのような目標を掲げ、必要な財源

## 会 議 の 経 過

をどう捻出し、どのような規模感で取り組んでいくかの十分な検討は必要であります。また、確かな人材の登用には慎重を期す必要もございます。さらには、専門員と商店街の方々や役所との連携手法、事業を展開していく方などの町内外からの呼び込み、雇用の受け皿など、まずは様々な視点から研究していくことが必要であると考えております。

大きなプロジェクトとして取り組むためにも専門的な人材を確保する場合には、まずもって申しあげましたことを研究していくこととなります。ある程度の期間が必要になると考えます。

一方、短期間で人材の確保を行う場合といたしましては、現在、商店街で行われている催し物の支援や、仮に先ほど御質問があった空き店舗等改修補助金の活用が可能となった際には、その周知による利用者への呼び込みなどを活動の一環として取り組みながら、併せまして町が行っている観光イベント事業を充実させていくための経験豊富な人材がいれば登用していくという方法もあり得ます。

いずれにいたしましても、豊栄商店街の明るい未来のために検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 上池議員。

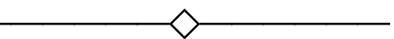
1 番（上 池）

このような人材確保の制度とセットはなかなか簡単にはいかないと思いますけど、一応、人材確保というのはどうしても必要であると考えますので、ぜひとも前向きに御検討いただければと思います。笑顔あふれるまちづくりをさらに進めていただくことを願ひまして、私の一般質問を終わります。

議 長（田之畑）

ここで暫時休憩します。

休 憩 午後 1 時 5 5 分



再 開 午後 2 時 0 6 分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、9 番 宮地利雄議員の発言を許します。

9 番 宮地議員。

9 番（宮 地）

## 会 議 の 経 過

通告に基づいて3点について、質問いたします。

まず第1点は、既に6月議会で学校給食費については、全額助成への方向で検討したいという答弁をいただいていたので、本来は6月議会において、その全容について財源を含めて開始時期や総額などの実施の具体的な内容を尋ねればよかったんですが、そのときに質問をいたしませんでしたので、ぜひ今回、それから検討も深まったというふうに思いますので、この学校給食費への全額助成の全体像について答弁をお願いしたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本年6月議会において、国や県内自治体の動向及び社会情勢を踏まえつつ、子育て世帯の経済的な負担軽減のために給食費の完全無償化について検討してまいりたいと考えていると答弁したところでございますが、学校給食費の負担については、学校給食法第11条に給食を作るための給食調理員の給与、設備費、水道代、電気代、ガス代などの費用は、学校の設置者である自治体が負担し、児童生徒が食する食材費は保護者の負担であると定められています。本町においても、この法律に基づき、児童生徒に給食を提供しています。

本町における学校給食費は、小学校は4,000円、中学校が4,500円でございます。平成28年2学期から保護者の経済的負担軽減と定住化促進を目的といたしまして、児童生徒1人当たりの月額給食費に対しまして2,000円を町費で補助しております。また、最近の食材費の高騰分についても、町費で補助しております。

今後とも法の趣旨を踏まえつつ、学校給食費の全額助成ではなく、子育て世帯の一環として、さらなる助成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

ただいまの答弁は、6月議会での答弁よりも後退してるというふうに思います。各地で、今町長が言われたように確かにこの施設の費用、それから人件費の費用等については、設置者が持つべきということについては、そうなっております。同時にこの食材費については、これはいわゆる父兄が負担するという原則があるんですけども、それを今各地で覆して、既に多くの自治体で、給食費の完全無料化が実際進んでおります。したがって、私も引き続き、この問題については多分、6月議会の延長で、具体的な内容が示されるものと思っておりますので、引き続きこの問題については取り組ん

でまいりたいと思います。

次に、給食センターの今後の運営について、質問いたします。

ずっと以前は、本町も自校方式でありまして、その後、今問題になっております役場下の職員駐車場隣に給食センターを設置したんですが、1999年だったようです。それから相当な年月が、相当と言いましてもわずか二十四、五年で、この給食センターは教育長も申し上げたように、大変な被害と申しますか、實際上、給食センターが運営できないような状況に陥っていると。多くのクラックが発生しております。既に用地交渉など、具体化が始まっておりますが、建替えの機会が具体的に進んできておるという状況にありますけれども、既に、本日2人の議員の方がこの運営について質問をされました。教育長も具体的な答弁をされたわけですけれども、今後の食育の在り方、それから業者へ委託、業務の在り方、それから人員の配置、そして地元食材の活用など、今回この建替えの機会に何か教育長が考えている新しい例えばシステムの導入などあれば、先ほどのお二人の答弁に対して、追加する点があれば、ぜひ答弁をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えします。

本町学校給食センターは、地産地消や食育を通し、生きる力を身につけ、子供たちが豊かな人間性を育み、健康な体づくりをするための安全で安心なおいしい栄養バランスのとれた給食を提供することを方針としております。

現在、用地、設計、補償費調査や地質調査につきましては、迅速にその業務を遂行しているところでございます。

また、調理員及び配送員の業務につきましては、令和6年3月末日をもって3年間の業務委託が終了することとなりますので、業者選定につきましては、今後、関係機関と協議してまいりたいと考えております。

食材につきましては、これまで同様、町内産や県内産を使用し、町内等で調達できない場合は、県学校給食会を通じて、安全で安心な食材の確保に努めてまいります。

施設面につきましては、先ほども説明いたしましたので、重複はしますが、平成21年4月から施行されている学校給食衛生管理基準に基づき、汚染作業区域と非汚染作業区域に部屋単位で区分、アレルギー対応食専用調理室の設置、食肉・魚介類と野菜類の検収室の分別検収、衛生的な環境及び調理員の健康管理の上からも、調理場の温度25℃以下、湿度80%以下となるよう、空調設備の設置等々を進めながら、児童生徒等に安全で安心な学校給食が提供できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地議員。

9 番 (宮 地)

それでは、次に最後の質問に入ります。

農業分野への軽油の減免制度を多くの農家の方に活用してもらいたいということからです。御承知と思いますが、道路を走らない農機具ですね、実際は大型のトラクターなどは、道路を走らざるを得ないと、圃場から圃場に移っていくときなど、やむを得ない場合もあるわけですが、基本的には道路を走らないということから、都道府県がこの場合は鹿児島県の道路改良のための軽油の中に含まれる税金を免除すると、農業用機械については、という法律に基づいて、農業用軽油に対する減免の制度があります。リッター当たり32円10銭ですね、ですから年間1万リッター使うところは32万1,000円分軽油が安く買えるということです。現在、先ほどの同僚議員の質問にありましたように、農業分野の、特に和牛生産農家の経費も上がっているわけですから、これを安くするというためにも、この制度を利用するというのは非常に、特に農業機械を大規模に運営する農家にとっては非常に使い勝手がいいという制度でありまして、しかも鹿屋市の内間の大隅地域振興局内の県税事務所内でこの手続きができます。これは市町村の事務じゃなくて、県の事務なんですけれども。ですから、これを本町の議会でこういうところで本格的にやれという請求はちょっと事務が違いますので言えませんが、この制度自体を多くの農家にも知らせていくということは非常に大事ではないかと思うんです。

そこで突然ですけれども、農業委員会でこの制度を利用するために農業委員会で農地の証明書を取らなくてはなりません、耕作証明書ですね。そのときにこれは何に使うんですかという質問が農業委員会からありますので、これは軽油免税に使えますという話をして、耕作証明書をもらうわけですが、現在、本町における耕作証明で、軽油免税に使っている農家は何戸数ぐらいあるのか、分かっているれば一つその辺も含めて、まずその辺はいかがですか。

議 長 (田之畑)

農地課長兼農業委員会事務局長。

農地課長兼農業委員会事務局長 (上 野)

御質問の件数でございますが、令和4年度で61件、令和3年度で60件でございます。

以上です。

議 長 (田之畑)

9番 宮地議員。

9 番 (宮 地)

これは、本来は行政書士あたりが引き受けて、一定の料金をもらって申請ができるん

## 会 議 の 経 過

ですけれども、しかしそこまで頼まなくても、そんなに難しい申請ではありません。ですから、この61件のうち、少なくとも半分ぐらいは自分で申請してるんじゃないかと思われま。私もいろんな関係で、県税事務所に出入りすることがありますが、その県税事務所に農家の方が来て、一生懸命担当者の県職員から説明を聞いているという風景を見かけます。ですから、既に広報紙などでこの制度については周知しておりますよということであればいいと思うんですが、その辺も含めて、この制度の周知方はこれまで別に町の実務ではないからやっておりませんということであれば、それはそれで構いませんが、その辺のこの周知は、広報あたりで一定程度なされたものかどうか、その点はどちらでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

農業用の機械等に使用する軽油は、議員おっしゃるとおり、本人が申請し、免税証の交付を受けるという軽油取引税、1リットル当たり32円1銭が免除になりますという手続については、大隅地域振興局県税課で行うこととなっております。多分県政の報告というか、ああいう中にも載っているだろうと思うんですけど、月1回に来る県の広報紙、制度の仕組みや申請方法につきましては、県のホームページ等でお知らせしているところでありますが、お問合せや申請手続等は県税課で対応されております。農業委員会では、免税軽油使用者証の交付申請に必要な耕作証明書の交付を行っているところでございます。

御指摘のとおり、農業者が利用できる免税手続を知らない農業者へ周知することは必要だと思いますので、我がまち広報紙等でお知らせするなど検討したいと考えております。以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

一つ周知徹底方、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

それでは、次に、7番 前田 隆議員の発言を許します。

7番 前田議員。

7 番（前 田）

## 会 議 の 経 過

9月議会の最後の質問者となりました。まず3点通告しておりましたので、まず1点目からですね、2期8年間の集大成についてですが、公約は全て実現したのか尋ねる。町長の答弁を求めます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

公約の達成との質問ですが、全体的な形での回答をさせていただきたいと思います。

町長就任以来、私の目指すまちづくりは、笑顔あふれるまちづくりをスローガンに掲げ、子どもに夢を、若者にロマンを、そしてお年寄りに愛をの3点を重点に推進してまいりました。

公約については、あらゆる施策を議員や住民の皆様の御理解と御協力の下、事業を展開してまいりました。主なものを申し上げますと、各小中学校の管理職住宅の整備、18歳までの子ども医療費の全額助成、給食費の月2,000円の助成、中学校駐車場整備、池之原小学校ののり面工事、柏原小学校駐車場整備、各学校の体育館のLED照明設置、各学校生徒児童に1人1台のタブレット端末配布、そして各学校に防災倉庫の建設、そして避難所用として、パーテーション等の購入、昨年、町制施行90周年記念事業として、NHKのど自慢を初めとする各種事業の実施、えがお給付金の単独助成、そしてアマビエ商品券発行事業、役場庁舎の駐車場整備、エアコン更新、シャッター、そして雨戸等の設置、会議システムの導入。

本年度におきましては、保健センターの空調機器の更新、防災庁舎の完成、町内の消火栓ボックスの更新、11月開催予定の九州で初めてのアウトサイドフェスティバルの開催、複合施設建設に向けて、議員各位の御理解、御協力によりまして動き出したところでございます。

給食センターの改築につきましては、緊急な案件にもかかわらず、住民の代表者である議員皆様の御理解と御協力をいただき、臨時議会において関係予算を議決いただき、建設に向けて努力しているところでございます。

以上が主な事業でございました。あえて公約未達成の部分を申し上げますと、姉妹都市の協定ではないかと思えます。以前、議会にも話をさせていただきましたが、現在、島根県江津市との間で締結に向けて、鋭意努力しているところでございます。

そのほかの公約につきましては、おおむね実現、または実現に向けた取組が行われておると思っております。以上でございます。

議 長（田之畑）

7番 前田議員。

7 番（前 田）

## 会 議 の 経 過

公約は、今聞いてみましたが、ちょっとメモが取れないぐらい多くて、ちょっとあれですけど、確かにそうだと思います。1期目は、にぎやかタウン雪山の陥没事件ですね。それから2期目になりますと、地方創生の裁判の事件、それでまた、この前解決しました元職員の賠償請求の裁判、1期目、2期目は大変なことだったと思います。100%公約を実現したのかと尋ねるほうがちょっと酷かなと思いましたけど、どれぐらいされたのかなというので聞いてみました。本当、御苦労さんと言うとあれですけど。

2番目に、町政の執行権者として残すところ、あと6か月を切ったわけですね。今任期の最終目標は何かを尋ねます。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

先ほどの質問での答弁と重複する部分もございますが、公約の実現に向けた取組を引き続き行ってまいりたいと思っております。

具体的には、柏原海岸の整備、柏原児童館跡の有効活用といたしまして、明光園跡地や町営プールの活用方法について検討し、道筋をつけられたらと思っております。

また、姉妹都市につきましては、先ほど申し上げましたが、島根県江津市との間で締結に向けた協議を進めたいと思っております。

複合施設につきましては、建設の基本構想、基本計画の策定が始まっており、検討委員会を8月に設置し、町民から2名の方に委嘱しております。

ピーマン、キュウリの産地拡大PRについても、新型コロナウイルス感染症の制限もありませんので、これまで以上に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
7番 前田議員。

7 番（前 田）

姉妹都市にしろ、複合施設にしろ、この前全協の中でちゃんと説明を受けましたので、一応この質問は、これで終わりたいと思います。

2番目に、来年の町長選挙の立候補を表明しているが、目指す今後のまちづくりについて、①来年の町長選挙の立候補の表明が6月の新聞で報道されました。3期目を目指すに当たり、どのようなまちづくりを推進するのか、次の各分野で新たにチャレンジして取り組んで施策を具体的に尋ねるとありますが、6項目を一応掲げましたけど、この6項目とも、さっきの同僚議員たちの一般質問の中で6項目全部が質問の項目にありましたので、基礎的な部分だけでいいですので、答弁をお願いしたいと思います。

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

町長。

町 長（宮 原）

先ほどの答弁で申し上げました事業や、これまでの取組を継続してまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

7番 前田議員。

7 番（前 田）

ぜひスピード感をもって、取り組んでいただきたいと思います。

次に、3番、職員の人材確保についてですが、まず今年の職員採用試験について、募集した職種、募集人数、受験者数はどのようになっているか、お尋ねします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今年度は、土木専門職1名、社会福祉士1名、一般事務職、若干名の募集を行い、ただいまのところ12名の応募がございました。全て一般事務職での応募でございます。

9月17日に一次試験を実施する予定でございます。

議 長（田之畑）

7番 前田議員。

7 番（前 田）

前も同じような質問をしたとは思いますが、町内の人間が少なく、町外が多いというような話も聞いてましたので、今年の場合どんな試験になるのか分かりませんが、できるだけ町内の方の採用をお願いしたいと思います。

2番目に、町政を進める上で、職員の力が必要不可欠である。優れた人材を確保するため、給与等の処遇改善が必要と思うが、町長の答弁をお願いいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

## 会 議 の 経 過

議員おっしゃるとおり、職員の力は必要不可欠でございます。特に、本町のような小規模自治体においては、職員一人一人の能力は重要でございますので、優秀な人材を確保したいと常々願っているところでございます。

しかし、処遇、特に給与の面では、基本的に国家公務員に準じておりますので、改善は困難であると考えます。ただし、職員の取得している資格や業務の内容に基づいた特殊勤務手当の支給について調査研究の上、検討したいと思っております。

また、人事評価における昇給、昇格、勤勉手当への反映についても厳格に行ってまいります。なお、職員採用については、定員管理計画に基づいて行っておりますので、優秀な人材であれば、定員管理計画に捉われることなく、定数条例の範囲内で積極的に採用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

7番 前田議員。

7 番（前 田）

この問題は、私は去年の6月議会で職員の採用と給料についてということで質問をしております。それで1年ちょっとたっていますが、ちょっとは改善されたんじゃないかとは思いますが、優秀な職員を採用するには、町としては、サービス業みたいなものなんですよ。それで手当なんかが多ければ、職員の士気も高まると思いますよね。ですから、去年の6月の時点でも質問をしていますが、それなりに魅力のある我が役場だと、だから町内の方々がこの受験生の12名の中で、せめて10人ぐらいは町内の人間だったんだよというのが欲しいですけど、ぜひ、今は時給1,000円の時代ですよ。1,000円でも今は安いんじゃないかというような感じもしますが、優れた人材を確保するためには、せめて、ああ、東串良役場はよかど、給料もよかどというような施策が必要じゃないかと思えます。ですから、これは前向きに検討していただいて、私の一般質問を終わります。

議 長（田之畑）

以上で、一般質問を終わります。

~~~~~  
◆ 日程第2 議案第38号 令和5年度東串良町一般会計補正予算（第6号）

議 長（田之畑）

日程第2 議案第38号 令和5年度東串良町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番 牧原議員。

5 番 (牧 原)

25ページの土木費の中の備品購入費6,000万円について、質問ではございませんが参考のために意見を述べたいと思います。備品としては非常に高額な金額なんですよね。固定資産取得みたいな金額なんですけど、担当課長の説明を聞きますとハイドロポンプを取得したいんだということで、昨日事務局でデモの動画を見ました。非常に排水としては馬力のあるポンプなんですけど、私も以前、川西排水機場、3つの排水機場がございまして、この排水機場の管理運転、またパイプラインの揚水機場の作業にも携わってきまして、私の経験上から参考までに意見を言いたいと思いますが、このハイドロポンプは毎分150立方メートルですか、重さにしますと1分間に15トンぐらいですね。それだけくむ能力があるわけなんですけど、ポンプの弱点もあるわけなんです。というのは、ポンプはごみが詰まりますと、この能力は発揮できません。ましてこのポンプの使用方法については、柏原地区の災害時のときに3機運転をされていますが、それに匹敵する用水量がございまして、ここがこれを一番悪条件の中で使うわけなんです。ほとんどは台風時、大雨のときなんですけど、これを浮いて、その水路にぽんと投げて、スイッチを入れれば毎分150トンの、これがずっと出ればいいといいんですけど、一番弱点というのはポンプはごみが一番の弱点です。ごみをいかに寄せつけないか。大雨時には畑の肥料袋とか、マルチとか、山の竹木が全部寄ってきます。それをいかに寄せつけないか、回収するかというのが問題でございまして、ぜひ、そこを今後検討していただいて、これが最大限に能力が発揮できるような使用方法をしていただきたいと思います。

以上です。

議 長 (田之畑)

質疑ですよ。問題はありませんから言わんね。答弁をもらわんこて。質疑にしないと、今のは質疑じゃないがね。

5 番 (牧 原)

私も意見を申し上げましたが、どのような考えでいらっしゃるか。

議 長 (田之畑)

建設課長。

建設課長 (寺 園)

お答えいたします。

現在、柏原と唐仁地区のほうに水中ポンプをそれぞれ設置をしているところでございまして、確かに大雨時には、水路にごみや不要物等が流れてくる可能性はあると考

## 会 議 の 経 過

えております。ただ、この水中ポンプを運用してから、平成18年ぐらいから運用してるんですけども、水中ポンプにごみ等が詰まって排水能力が落ちたというふうな報告は受けておりません。

また、今回購入を考えている hidroサブシステムのフラッドポンプについては、給水口に約4センチ角の金網が張ってあります。異物等の侵入を防ぐというのもありますけれども、石であったりとか、木片などが間違っただけの場合には、ポンプの中で砕いて水と一緒に排出されるということになっております。仮にビニールやマルチ等が流れてきて、その金網を塞いだとしますと、このポンプ自体が約90キロですので、容易に二、三人の作業員がおれば、1回引き上げて、そのビニールもしくはマルチを回収して、即座に排水の再開ができるということと考えております。

また、議員の言われるように、この hidroサブシステムについては、大変高額なものだと考えておりますが、地域の皆さんの生命と財産を守るという観点から考えますと、購入に値するのではないかと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

5 番 牧原議員。

5 番（牧 原）

このごみ等を除去するのに人員を配置するという事なんですが、台風時期にずっと人員を待機させているような計画なんですか。

議 長（田之畑）

建設課長。

建設課長（寺 園）

今の水中ポンプを運用しておりますけれども、やはり操作員を現地に配置しておりますので、水中ポンプの動きの確認等はしていただいているところでございますので、今回の hidroサブについても同じような形で作業員をつけまして、車の中で待機していただいて、ちょこちょこポンプを確認をしていただくというふうになろうかと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

5 番 牧原議員。

5 番（牧 原）

今のパイプラインの揚水機場が何か所かありますが、揚水槽を作って、給水槽というか、槽をつくって、そこで除塵機というステンレスの網でごみを取る施設を全部つくっ

## 会 議 の 経 過

ているんですよ。そのような施設をつくれれば人員も要らないし、ごみも取れると思うんですけど、そのような対策は考えていらっしゃるんですか。

議 長（田之畑）  
建設課長。

建設課長（寺 園）

今、川西にあるような排水機場をばつぐれば一番よろしいんですけども、何せ高額といいますか、建設にかなり多額の費用を要するというのと、それで最近ちょっと調べたんですけども、福岡県の宮若市というところがあるんですけども、この揚水機場設置に変わって、このハイドロサブを3機導入して、排水機場の代わりにそれを運用しているという事例もございますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

議 長（田之畑）  
ほかに質疑はありませんか。  
2番 小川議員。

2 番（小 川）

24ページの款8土木費、項1土木管理費、1土木総務費、節18の負担金補助及び交付金のほうに東串良町のり面防災事業補助金と東串良町の事業の補助金という2件の補助金の項目がありますが、こちらの事業、今回補正予算ということで提出されておりますが、以前からどなたか使った方はいらっしゃいますでしょうか。またその件数が分かれば教えてください。

議 長（田之畑）  
建設課長。

建設課長（寺 園）

この二つのり面と止水板の補助につきましては、ただいまこの予算審議を受けまして、補正が通りましたら要綱を制定して交付ということで進めるところでございます。新しい補助金でございます。  
以上です。

議 長（田之畑）  
2番 小川議員。

2 番（小 川）

予算が通りましたら要綱のほうを作成するというので今お聞きしたんですけども、

## 会 議 の 経 過

この要綱の内容をいま一度教えていただけますでしょうか。あと目的もお願いします。

議 長（田之畑）

建設課長。

建設課長（寺 園）

全協の段階でも要綱のほうをお示しして説明したところでしたが、要は崖地があった場合、その上に建物があつたりとか、下のほうに崖地があつて、土砂が崩壊するような崖について土地所有者が自ら工事を行った場合に、その工事にかかる費用の2分の1、ただし上限100万円というのを土地所有者に申請があつたら交付をすると、補助をするという内容になっております。止水板のほうについても同じように、止水板を浸水を防止するために、止水板を購入、もしくはそれに伴う工事をなされた場合に、その工事費にかかる2分の1、上限50万円を町が補助をするという内容になっております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

災害に関しては自助・共助・公助と言われておりますが、公助にも限界があるということで、このように自助を強化するための補助金の計上だと思います。また今後要綱のほうをつくっていただけるということだったんですけども、100万円ということだと、対象が2件と思います。もし、この事業に関して、申請のほうが多くなった場合は、今後補正予算のほうが多額という形で計上されていくのか、お尋ねします。

議 長（田之畑）

建設課長。

建設課長（寺 園）

予算については申請が多くなると、財政課と調整しながら予算をいただくか、次年度にその事業自体を回していくか、検討したいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。  
これから議案第38号 令和5年度東串良町一般会計補正予算（第6号）を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第3 議案第39号 令和5年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議 長（田之畑）

日程第3 議案第39号 令和5年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。  
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第39号 令和5年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第4 議案第40号 令和5年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算第2号）

議 長（田之畑）

日程第4 議案第40号 令和5年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第40号 令和5年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

## 会 議 の 経 過

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第5 議案第41号 令和5年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）

議 長 (田之畑)

日程第5 議案第41号 令和5年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第41号 令和5年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

## 会 議 の 経 過

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第6 議案第42号 令和5年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議 長（田之畑）

日程第6 議案第42号 令和5年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第42号 令和5年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

議 長（田之畑）

これで、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、9月26日午前9時30分より会議を開きます。

本日は、これで散会します。

# 会 議 の 経 過

散 会 午後2時51分

令和5年第3回東串良町議会定例会（第3号）

開 会 令和5年9月26日 午前 9時30分  
閉 会 令和5年9月26日 午前10時08分

出席議員（10人）

1番 上池勝彦	2番 小川香織
3番 児玉勇治	4番 瀬戸山譲一
5番 牧原完治	6番 西園貞美
7番 前田隆	8番 上園ミキ
9番 宮地利雄	10番 田之畑稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

8番 上園ミキ                      9番 宮地利雄

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長      浜屋啓子                      書記              清瀧美東士

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原順	住民課長	有嶋義昭
副町長	大園保広	企画課長	中島孝一
教育長	金久三男	まちづくり推進課長	上原久
会計管理者	前田秀一	農地課長兼農業委員会事務局長	上野勝志
総務課長	江口勝志	管理課長兼学校給食共同調理場所長	中小野田輝幸
農林水産課長	瀬戸山雅樹	社会教育課長	吉留潤一郎
福祉課長	倉ヶ崎和治	総務課長補佐	上野史生
税務課長	西田博文		
建設課長	寺園竜二		

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり

# 議 事 日 程

- 日程第 1 議員派遣の件
- 日程第 2 発議第 2号 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書
- 日程第 3 議案第37号 負担付きの寄附の受納について
- 日程第 4 議案第43号 債権の放棄について
- 日程第 5 議案第44号 令和 5 年度東串良町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 6 認定第 1号 令和 4 年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 7 認定第 2号 令和 4 年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 8 認定第 3号 令和 4 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 9 認定第 4号 令和 4 年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第10 認定第 5号 令和 4 年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第11 認定第 6号 令和 4 年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第12 諸般の報告
- 日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

## 会 議 の 経 過

開 会 午前9時30分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。

直ちに議事に入ります。

~~~~~

### ◆ 日程第1 議員派遣の件

議 長（田之畑）

日程第1 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件は、会議規則第129条の規定により、別紙のとおり派遣することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、別紙のとおり派遣することで可決されました。

お諮りします。

ただいま議決された議員派遣の件について、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣議員に変更があった場合、議長に一任されたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件について、変更があった場合、議長に一任することに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第2 発議第2号 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書

議 長（田之畑）

日程第2 発議第2号 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書を議題とします。

## 会 議 の 経 過

本案について、趣旨説明を求めます。

小川香織議員。

2番 小川議員。

### 2 番 (小 川)

ただいま議題となりました発議第2号 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書の趣旨説明を行います。

不登校支援の一部である多様な学習機会を確保するため、経済的支援の在り方についての検討と財政上の措置を講ずることを国の関係機関に対し意見書を提出しようとするものです。

よろしく御賛同のほどお願いいたします。

### 議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 上園議員。

### 8 番 (上 園)

提出者であります小川議員にちょっとお尋ねいたしますが、本町のいわばフリースクールに通うための民間施設があるのかどうか、本町にあるのかどうかということをお尋ねいたします。

### 議 長 (田之畑)

2番 小川議員。

### 2 番 (小 川)

御質問ありがとうございます。現在、私が知り得る中で本町にフリースクールというものがあるという情報は知り得ておりません。

### 議 長 (田之畑)

8番 上園議員。

### 8 番 (上 園)

この提出されました内容からいたしますと、このフリースクールに通うための車の送迎にかかる費用等を援助してほしい、支援してほしいということでありましたけれども、例えば、学校の授業についていけないという人たちも、塾に通う人たちもいらっしゃいますよね。そういう人たちもやっぱり親の送迎がなされていると思いますが、鹿屋の塾なんかに通う人たちはですね。だから、内容的に私はもうちょっと検討してほしいなと思うところもありますが、そういう人たちを含めてのこういう支援というものは考え

## 会 議 の 経 過

られなかったのか、一つお伺いいたします。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

今いただきました質問の中で、塾という言葉がありました。こちらのほうが不登校支援の一部ということでおっしゃっていらっしゃるのか少し趣旨のほうが私の見解と違うかもしれませんので、もし違えば、申し訳ございません。

今回、意見書のほうが提出されております。上園議員のほうも陳情書のほうを確認されたと思います。その趣旨内容について再度読ませていただきたいと思います。

私たちは大隅半島の不登校や特別支援学校に通う児童生徒の親が中心となり、子供の個性に合わせた多様な学びの選択肢や学習機会の充実を願い、勉強会などの活動をしている保護者のグループですと始まり、陳情を決意した決意について書かれてあったと思います。私たちの団体には、同じように我が子の登校拒否により、家庭や仕事の両立で悩んでいる方、本人に合うフリースクールに合わせて通わせてあげたいけれど、経済的負担が大き過ぎて通わせてあげられない方、我が子が発達障害と診断され、今後のことについて悩んでいる方、不登校で悩む子供たちのためにフリースクールを立ち上げたいが経済的な壁にぶつかって悩んでいる方など様々な悩みを抱えているメンバーがいますという文言が書いてありました。また、不登校児童生徒数は全国で24万4,940人、鹿児島県内でも約3,688人、コロナ自粛の影響で不登校はさらに急増していると言われております。本町でも不登校の増加というものを執行部のほうからお聞きしていると思います。そういった方々の保護者の方々がフリースクールについて悲痛な思いで陳情書を出されております。学校に行けない子供もいつか社会の担い手になります。たくさんさんの学びを通して人間性を豊かに育み、それぞれの個性を生かして、いつか社会で活躍してほしい。多様性と柔軟性が求められるこの時代、子供が自らの学び方を学べる時代となり、子供たちがそれぞれの個性を發揮しながら、伸び伸びと育ててほしいというのが私たちの思いですとつづられておりました。学校に行けなくなったとしても学校に代わる学びや居場所の選択肢があり、そこで子供たちの個性が輝き、可能性を広げられるような多様性のある学習機会の場や公的支援制度が整った社会となるよう心から願っております。

このような陳情をいただき、私は今回要望書のほうを出させていただきたいと思いましたが、その中に塾というような文言はありませんでしたので、今回はその内容を入れていないところでございます。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

## 会 議 の 経 過

私が言うのは、こういう人たちだけに特化したものではなくて、やっぱりいろんな人たちにも学ぶ機会、そういう人たちに対しての学ぶ機会を得ようとするその気持ちは大事だというふうには思いますけれども、やっぱり世の中にはいろんな人がいらっしゃいます。塾にやらないとついていけないという人たちも中にはいらっしゃって、そういうところに通わせるという親の方もいらっしゃいますので、そういう人たちを含めた中で、もう一度検討していただきたいなというふうに私は思うところであります。

以上です。答弁は要りません。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから発議第2号 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議がありますので、起立によって採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

議 長（田之畑）

起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

◆ 日程第3 議案第37号 負担付きの寄附の受納について

議 長（田之畑）

日程第3 議案第37号 負担付きの寄附の受納についてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明は、去る8日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番 児玉議員。

3 番（児 玉）

今回のように、寄附金の申入れがあった場合に、受け入れるか受け入れないか、そんな条件があるかをお尋ねします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

お答えいたします。

寄附の受入れの質問でありましたけれども、地方自治法第149条第1項第6号により、財産の取得で寄附の受納に該当するものと思われまます。これにつきましては、町長の権限とされているところであります。

よって、寄附の申出があった場合につきましては、それを受け入れるか、どうかは町長の判断によるものと思われまます。今回の寄附につきましては、負担付きの寄附であることから、議会の議決が必要であり、提案させていただいたところでございます。

また、一部の市町村では、寄附取扱い要綱等を定めているところもあるようですので、今後本町も制定すべきかを含め検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

5番 牧原議員。

5 番（牧 原）

今、同僚議員からも質問があったわけなんですけど、例えば反社会的、そういう人から寄附があった場合は、町長も断るといふのも大変なんですよ。そういうのは、何か決まり事はないんですか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

先ほど申し上げましたとおり、受け入れない、受け入れるというのは町長の判断と、今現状のところはなっております。一部の市町村では、その取扱い要綱という形の中で明文化されておりますので、今おっしゃったとおり、そういう部分も含めて、今後制定するかしないかも含めて検討して行って、寄附の受入れは対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

7 番 前田議員。

7 番（前 田）

私もこの議案第37号についてちょっと質問いたしますが、若干議案とはずれているかもしれませんが、答弁できる範囲でいいですので、よろしくお願いします。

今回の寄附者は裁判を2回起こされていますよね。私ども議会で報告を受けたところではありますが、1回の裁判では、最高裁まで上告されて、不受理で町が勝訴したわけですね。2回目の裁判では、一審の鹿児島地裁で町が負けてるわけですね。それを町は不服として提訴しましたが、高等裁判所においても、敗訴の結果となったと報告を受けておりますが、最高裁への上告を断念した町の敗訴が確定したと認識しておりますが、そこでお尋ねしますが、1回目、2回目の弁護士費用や賠償金等の全部の金額を示していただきたいと思いますが、担当課長でもいいですので、よろしくお願いします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

1回目、2回目の裁判費用ということでございますが、1回目の損害賠償請求事件につきましては、着手金や弁護士費用等を含めまして260万円程度を支出いたしております。今2回目につきましては、国家賠償請求事件ということで、訴えを起こされたわけでございますが、それにつきましては弁護士費用、あるいは賠償金等を含めまして360万円程度を支出いたしております。2回の合計といたしまして、大体622万円程度支出しているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

7 番 前田議員。

## 会 議 の 経 過

### 7 番 (前 田)

かなりの金額を支出されていますよね。裁判については多額の費用が要るとはちゃんと分かっていましたけれども、寄附者については、今回のこの裁判で勝ったから寄附したのかと思いますが、そこら辺は課長、どうですか。

議 長 (田之畑)

総務課長。

総務課長 (江 口)

そのことにつきましては、寄附者の考えに基づく寄附でありますので、私どもとしては、その部分については分からないところでございますが、寄附条件にもありますとおり、小中学校の図書購入費に充ててほしいという寄附でありますので、そのような形で議決いただいたときには、有効活用させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議 長 (田之畑)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第37号 負担付きの寄附の受納についてを採決します。

お諮りします。

本件はこのとおりに決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件はこのとおりに可決されました。

◆ 日程第4 議案第43号 債権の放棄について

議 長（田之畑）

日程第4 議案第43号 債権の放棄についてを議題とします。  
本件について、町長から提案理由の説明を求めます。  
町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。  
それでは、議案第43号 債権の放棄について、御説明申し上げます。  
東申良町奨学金条例に基づく奨学金債権及び連帯保証債権の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。  
これから議案第43号 債権の放棄についてを採決します。  
お諮りします。  
本件はこのとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

## 会 議 の 経 過

したがって、本件はこのとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第5 議案第44号 令和5年度東串良町一般会計補正予算（第7号）

議 長（田之畑）

日程第5 議案第44号 令和5年度東串良町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

議案第44号 令和5年度東串良町一般会計補正予算（第7号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ630万円を追加し、歳入歳出それぞれ74億6,630万円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第44号 令和5年度東串良町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

- ~~~~~
- ◆ 日程第 6 認定第 1 号 令和 4 年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第 7 認定第 2 号 令和 4 年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第 8 認定第 3 号 令和 4 年度東串良町介護保険事業 (保険事業勘定) 特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第 9 認定第 4 号 令和 4 年度東串良町介護保険事業 (サービス事業勘定) 特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第 10 認定第 5 号 令和 4 年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第 11 認定第 6 号 令和 4 年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定について

議 長 (田之畑)

日程第 6 認定第 1 号 令和 4 年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第 11 認定第 6 号 令和 4 年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの 6 件を一括議題とします。

各件について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長 瀬戸山譲一議員。

4 番 瀬戸山議員。

4 番 (瀬戸山)

ただいま議題となりました認定第 1 号から認定第 6 号について、委員会での審査結果を報告をいたします。

配付している決算審査特別委員会報告書の 2 ページをお開きください。読み上げて報告に代えます。

決算審査特別委員会報告書。

9 月 8 日に開会した令和 5 年第 3 回東串良町議会定例会 (9 月議会) の本会議において、委員 8 名で構成する決算審査特別委員会が設置され、令和 4 年度一般会計及び 4 特別会計並びに水道事業会計の決算審査が付託されました。

決算審査については、本委員会の審査結果が執行部において次年度の予算編成や行政執行に生かされるよう、9 月議会の会期中に実施しました。

以下、審査の経過並びに結果について報告します。

## 会 議 の 経 過

本委員会は、令和5年9月15日・19日・20日の3日間において、各課長に令和4年度決算における特徴的・特殊的なところの説明を求めた後、成果説明書を主に質疑等による書類審査を行いました。

また、9月21日には、令和4年度事業の成果等を把握するため、次の2か所の現地調査を実施しました。

一つが東串良中学校トイレ改修工事、二つ目が種子島周辺漁業対策事業負担金（荷捌き施設（クレーン））です。

審査に当たっては、次の点に主眼を置き審査しました。

- 一． 予算執行は計画的かつ効率的に行われたか。
- 一． 予算計画に対する実績は妥当であり、かつ行政効果や経済効果はあったか。
- 一． 町民にとって事業効果があったか、などです。

審査の結果、9月22日に開催した委員会において、令和4年度東串良町一般会計及び4特別会計並びに水道事業会計の決算は、全会一致で認定すべきものと決したところです。

なお、決算の内容について審査し、業務の執行の適正を確保することは、住民の代表であり、議決機関である町議会に与えられた権限です。このようなことから、決算審査における施策の評価や政策的提案を次のとおり行います。

執行部が次年度の予算編成において、決算の状況などを勘案した議会からの積極的な意見等を反映されることを望み、本委員会の報告とします。

1. 特に評価する意見のあった施策です。

- ①財源を見出しながら各種事業が効果的に実施されている。
- ②消防組合市町負担金は議会と執行部が連携し取り組んだ結果、構成市町との協議が進み、負担軽減につながる方向性が示されている。
- ③町単独事業による課税世帯への給付金により、物価高騰に対する家計支援につながっている。
- ④ふるさと納税は、自主財源の確保と地域産業の振興に大きく寄与している。また、企業版ふるさと納税を新設し、地域で活用できる受け皿の体制が構築されている。
- ⑤町制施行90周年記念事業において、NHKのど自慢や記念式典・祝賀会、記念誌の発行等、町民の記憶に残るイベントの工夫が図られている。
- ⑥マイナンバーカードや合併処理浄化槽の普及率向上が図られている。
- ⑦納付手段としてコンビニ納付ができるようになり、利便性が向上している。
- ⑧町税等の徴収率が全体的に上がり、また、滞納処分の手続も取られている。
- ⑨国民健康保険では、レセプト点検の効果が出ている。
- ⑩コロナ感染症対策を講じながら、介護予防事業のころぼん体操やひらめき体操、認知症総合支援の認知症カフェが実施され、地域で安心して過ごせる活動が図られている。
- ⑪町単独事業の農林漁業振興支援補助金により、農業者等の施設整備や機械導入の支援が図られている。
- ⑫鳥獣被害防止対策については、捕獲方法を工夫しながら実績を上げられている。
- ⑬農道や生活道路などの陳情箇所は、補助事業を活用しながら整備が図られている。

## 会 議 の 経 過

⑭いじめの認知件数が上がっているが、早期に原因を発見することによりいじめの対応策につながっている。

⑮小中学校の施設整備は利用しやすい工夫が図られている。

⑯学校給食の食材調達は、町内産、県内産を積極的に活用し、食育活動も推進されている。

2. 特に指摘の政策的提案について。

①本町の安定した行財政運営のために、今後とも地方交付税や国有資産等所在市町村交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金等の制度維持を引き続き政府に強く求められたい。また、石油貯蔵施設立地対策等交付金については、一般財源化への取組として全国石油備蓄協議会等での積極的な要望活動に努められたい。

②耐用年数30年を経過している志布志石油備蓄基地については、安全性の対策など、国への積極的な働きかけに努められたい。

③再任用職員の人事配置は、今後とも職員がこれまで培ってきたノウハウや資質が生かされるように適材適所に配慮されたい。

④関東、関西東くしら会への金銭的・人的支援を継続されたい。

⑤ドームハウスを初め、町の観光資源を最大限に活用できるよう努められたい。

⑥町営プールの老朽化に対する施策や柏原地区振興対策などを初め、町の施設を建設するときは、計画・立案にも住民の声を反映させる仕組みづくりに努められたい。

⑦耕作地内への空き缶・空き瓶の不法投棄を撲滅させる方策を図られたい。

⑧徴収の専門員を配置し、徴収の強化を図るためにも滞納処分を積極的に進め、不納欠損の縮減を図り、税の公平性に努められたい。

⑨松林内のマツケムシ対策は、引き続き適期に防除を行うよう対策強化を図られたい。

⑩農業委員会においては、水土里サークル事業との連携を図りながら、耕作放棄地の発生防止と解消に継続的に努められたい。特に、川東南部と松林周辺の耕作放棄地の対策を強化されたい。

⑪農業公社を設置して、I・Uターンの受入れ体制を確立し、新規就農者や農業後継者の育成に努められたい。

⑫児童生徒の個性を伸ばす指導を工夫しながら、学力・体力向上について、継続的な対策を講じられたい。

⑬総合的な学習の時間や文化祭などで、芸術活動を行っている町出身者や町にゆかりのある人の活用を図られたい。

⑭町民の文化的・スポーツ的活動を推進するためにイベントや各種事業団体への支援を充実されたい。

以上です。よろしく御審議願います。

議 長（田之畑）

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから各件ごとに討論、採決を行います。

まず、認定第1号 令和4年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、認定第1号 令和4年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第2号 令和4年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、認定第2号 令和4年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第3号 令和4年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、認定第3号 令和4年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第4号 令和4年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、認定第4号 令和4年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第5号 令和4年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、認定第5号 令和4年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第6号 令和4年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、認定第6号 令和4年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

◆ 日程第12 諸般の報告

議 長（田之畑）

日程第12 諸般の報告を行います。

教育産業常任委員会の調査について、報告を求めます。

教育産業常任委員会委員長 小川香織議員。

2番 小川議員。

2 番（小 川）

日程第12 諸般の報告。

教育産業常任委員会では、本町の農林水産業の振興を図る上で、農業の担い手の現状等について、7月12日に町当局に対し、「農業経営体の現状（法人・個人）」「労働力確保の現状（高齢者、障がい者、外国人の活用）」「農作業雇用者への賃金の現状」の調査を行いました。

また、農業就業人口の減少や高齢化が進む中、様々な工夫を用いて農福連携に取り組んでいる「株式会社 おおもり農園」へ8月2日に視察調査を行いました。

これらの調査の概要については、配付している委員会調査報告書の1ページから5ページに記載しておりますので、御参照ください。

次に、調査報告書の6ページを御覧ください。

当委員会では、少子高齢化による担い手不足や後継者問題がこれからの農業振興の課題として考えられる中、本町の現状と先進地を調査し、次の提言をまとめました。読み上げます。

・多様性を鑑みた持続可能な農業の存続から、あらゆる働き手の可能性を見出し、雇用の創出を支援すること。

・町内の事業所と農業のマッチング事業を行い、担い手の確保、事業継承、事業の拡大を図るため町としても介入すること。

・支援事業所の立ち上げ促進を図ること。

・町内の障害のある方に対する雇用対策を検討すること。

・農業だけでなく人手不足は現在の課題であるが、障がい者を農業にどれだけ、どの作業にできるかの検討すること。

以上、報告を終わります。

議 長（田之畑）

これで諸般の報告を終わります。

◆ 日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

議 長（田之畑）

日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、配付した所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◆ 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議 長（田之畑）

日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

委員長から会議規則第75条の規定により、配付した本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議 長（田之畑）

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

## 会 議 の 経 過

令和5年第3回東串良町議会定例会を閉会します。

閉 会            午前10時08分